官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○行政書士法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（三六九）　二
○資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の施行期日を定める政令（三七〇）　二
○資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第十条第一項の要件を定める政令の一部を改正する政令（三七一）　三
○シナイ半島国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令（三七二）　四
〔省　令〕
○対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（総務一〇一）　四
○租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（財務六六）　五
○航空法施行規則の一部を改正する省令（国土交通一〇八）　六
○資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律施行規則（環境一二二）　七
〔法規的告示〕
○対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準の一部を改正する件（消防庁一〇）　一六
○特に高度な技術を用いた有用なものの分離及び再生部品又は再生資源の回収を行う再資源化の実施が見込まれるものとして環境大臣が定める廃棄物（環境八二）　一七
○資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律施行令に基づく環境大臣の定める焼却の方法（同八三）　一七
○資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律施行令に基づく環境大臣の定める熱分解の方法（同八四）　一七
○廃太陽電池に係る処分の基準等（同八五）　一七
○環境大臣が定める熱分解の方法の一部を改正する告示（同八六）　一八
○資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律施行規則第六十七条及び第七十一条の規定に基づき環境大臣が指定する電子計算機（同八七）　一九
○再資源化事業等の高度化に著しく資するものとして環境大臣が財務大臣と協議して指定する機械及び装置並びに器具及び備品（同八八）　二〇
〔公　告〕
諸事項
官庁
買収前の所有者等への売払い関係　二〇
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
土地家屋調査士名簿登録等、日本弁護士連合会懲戒処分関係　四
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、農業協同組合法第六十四条の二の届出関係　四
会社その他
会社決算公告　四七

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

本号で公布された法令のあらまし

◇行政書士法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（政令第三百六十九号）（総務省）

1　行政書士法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係政令について所要の規定の整理を行う。（本則関係）

2　この政令は、令和八年一月一日から施行する。（附則関係）

◇資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の施行期日を定める政令（政令第三百七十号）（環境省）

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和六年法律第四十一号）の施行期日は、令和七年十一月二十一日とする。

◇資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第十条第一項の要件を定める政令の一部を改正する政令（政令第三百七十一号）（環境省）

1　題名

題名を「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律施行令」に改めること。（題名関係）

2　計画の認定の申請者の使用人

政令で定める使用人について所要の規定を設けること。（第二条、第三条、第七条、第八条及び第十条関係）

3　縦覧等を要する廃棄物処理施設

縦覧等を要する場合として、政令で定める場合は、当該申請に係る事項に係る廃棄物処理施設が焼却施設である場合とすること。（第四条関係）

4　認定高度再資源化事業計画に係る再資源化に必要な行為の委託の基準

認定高度再資源化事業者が認定高度再資源化事業計画に係る再資源化に必要な行為を他人に委託する場合の基準について、所要の規定を設けること。（第五条関係）

5　認定高度再資源化事業計画に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分の基準

⑴　認定高度再資源化事業計画に係る産業廃棄物の収集又は運搬に当たっての基準について、所要の規定を設けること。（第六条第一号関係）

⑵　認定高度再資源化事業計画に係る産業廃棄物の処分に当たっての基準について、所要の規定を設けること。（第六条第二号関係）

6　認定高度分離・回収事業計画に係る産業廃棄物の処分の基準

認定高度分離・回収事業計画に係る産業廃棄物の処分に当たっての基準について、所要の規定を設けること。（第九条関係）

7　登録調査機関の登録の有効期間

政令で定める期間は、五年とすること。（第十一条関係）

8　その他

その他規定の整備をすること。

9　施行期日

この政令は、令和七年十一月二十一日から施行すること。（附則関係）

◇シナイ半島国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令（政令第三百七十二号）（内閣府本府）

1　シナイ半島国際平和協力隊を置く期間を令和八年十一月三十日までとする。（第一条関係）

2　この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

政　令

行政書士法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十一月十二日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百六十九号

行政書士法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令

内閣は、行政書士法の一部を改正する法律（令和七年法律第六十五号）の施行に伴い、この政令を制定する。

（特定商取引に関する法律施行令の一部改正）

第一条　特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二第十五号中「第一条の二第一項又は第一条の三」を「第一条の三第一項又は第一条の四第一項」に改める。

（中小企業等経営強化法施行令の一部改正）

第二条　中小企業等経営強化法施行令（平成十一年政令第二百一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項第一号中「第一条の二第一項及び第一条の三第一項」を「第一条の三第一項及び第一条の四第一項」に改める。

（有限責任事業組合契約に関する法律施行令の一部改正）

第三条　有限責任事業組合契約に関する法律施行令（平成十七年政令第二百六十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第五号中「第一条の二に規定する」を「第十九条第一項本文の規定により行政書士又は行政書士法人でない者が行うことができない」に改める。

附　則

この政令は、令和八年一月一日から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗

経済産業大臣　赤澤　亮正

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十一月十二日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百七十号

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和六年法律第四十一号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の施行期日は、令和七年十一月二十一日とする。

内閣総理大臣　高市　早苗

環境大臣　石原　宏高

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第十条第一項の要件を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和七年十一月十二日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百七十一号

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第十条第一項の要件を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和六年法律第四十一号）の施行に伴い、並びに同法第十一条第二項第二号及び第三号、同条第四項第五号ホ及びヘ（これらの規定を同法第十二条第四項において準用する場合を含む。）、第十一条第五項（同法第十二条第四項、第十七条第四項及び第二十条第五項において読み替えて準用する場合並びに同法第十六条第五項において準用する場合を含む。）、第十三条第二項及び第四項、第十六条第二項第二号及び第三号、同条第三項第六号ホ及びヘ（これらの規定を同法第十七条第四項において準用する場合を含む。）、第十八条第二項、第二十条第二項第二号及び第三号並びに第三項第六号ニ及びホ並びに第二十五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第十条第一項の要件を定める政令（令和七年政令第三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律施行令

本則中「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」の下に「（以下「法」という。）」を加え、本則第一号中「同法第十四条第一項に規定する産業廃棄物」を「産業廃棄物（同法第十四条第一項に規定する産業廃棄物をいう。以下同じ。）」に改め、本則を第一条とし、同条に見出しとして「（特定産業廃棄物処分業者の要件）」を付し、同条の次に次の十条を加える。

第二条　法第十一条第二項第二号及び第三号の政令で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

一　本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）

二　前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、高度再資源化事業（法第十一条第一項に規定する高度再資源化事業をいう。以下同じ。）に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

第三条　法第十一条第四項第五号ホ及びヘ（これらの規定を法第十二条第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める使用人は、申請者の使用人で、前条各号に掲げるものの代表者であるものとする。

（縦覧等を要する廃棄物処理施設）

第四条　法第十一条第五項（法第十二条第四項、第十七条第四項及び第二十条第五項において読み替えて準用する場合並びに法第十六条第五項において準用する場合を含む。）の政令で定める場合は、当該申請に係る事項に係る廃棄物処理施設が焼却施設である場合とする。

（認定高度再資源化事業計画に係る同意を要する廃棄物処理施設）

第五条　法第十三条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一　委託契約は、書面により行い、当該委託契約書には、次に掲げる事項についての条項が含まれていること。

イ　委託に係る産業廃棄物の種類及び数量

ロ　産業廃棄物の運搬を委託するときは、運搬の最終目的地の所在地

ハ　産業廃棄物の処分（再生を含む。以下同じ。）を委託するときは、その処分の場所の所在地、その処分の方法及びその処分に係る施設の処理能力

ニ　その他環境省令で定める事項

二　前号に規定する委託契約書をその契約の終了の日から環境省令で定める期間保存すること。

（認定高度再資源化事業計画に係る産業廃棄物の収集、運搬又は処分の基準）

第六条　法第十三条第四項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一　産業廃棄物の収集又は運搬に当たっては、次によること。

イ　収集又は運搬は、次のように行うこと。

(1)　産業廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。

(2)　収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。

(3)　産業廃棄物の種類、数量及び性状を勘案して仕切りを設けることその他の当該産業廃棄物が高度再資源化事業の実施に支障を及ぼす物と混合するおそれのないように必要な措置を講ずること。

ロ　産業廃棄物の収集又は運搬のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。

ハ　運搬車、運搬容器及び運搬用パイプラインは、産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。

ニ　運搬車又は船舶を用いて産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、次によること。

(1)　環境省令で定めるところにより、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車又は船舶である旨その他の産業廃棄物の収集又は運搬に関し必要な事項をその車体又は船体の外側に見やすいように表示すること。ただし、当該事項を確認するために必要な措置が講じられているものとして環境省令で定める場合は、この限りでない。

(2)　産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車又は船舶に環境省令で定める書面を備え付けておくこと。

ホ　産業廃棄物の積替えを行う場合には、次によること。

(1)　積替えは、周囲に囲いが設けられ、かつ、産業廃棄物の積替えの場所であることの表示がされている場所で行うこと。

(2)　積替えの場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。

(3)　積替えの場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

ヘ　産業廃棄物の保管は、産業廃棄物の積替え（環境省令で定める基準に適合するものに限る。）のために必要な場合を除き、行ってはならないこと。

ト　へに規定する積替えのために必要な産業廃棄物の保管を行う場合には、次によること。

(1)　保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。

(i)　屋根、囲いその他の構造又は設備を有する施設であることにより、その産業廃棄物の変質を防止し、高度再資源化事業の実施に適した性状で保管することができること。

(ii)　環境省令で定めるところにより、産業廃棄物の保管の場所である旨その他産業廃棄物の保管に関し必要な事項を外部から見やすい掲示板に表示すること。

(2)　保管の場所から産業廃棄物又は当該保管に伴って生じた汚水が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。

(i)　保管する産業廃棄物の荷重が直接囲いにかかり、又はかかるおそれがある構造である場合にあっては、当該荷重に対して当該囲いが構造耐力上安全であること。

(ii)　屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、積み上げられた産業廃棄物の高さが環境省令で定める高さを超えないようにすること。

(iii)　産業廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するため、必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、保管の場所の底面を不浸透性の材料で覆うこと。

(iv)　その他環境省令で定める措置

(3)　保管の場所において騒音又は振動が発生する場合にあっては、当該騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。

(4)　保管の場所における火災の発生又は延焼を防止するため、消火設備の設置その他の環境省令で定める措置を講ずること。
(5)　保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
二　産業廃棄物の処分に当たっては、前号イ、ロ及びトの規定の例によるほか、次によること。
イ　認定高度再資源化事業計画（法第十二条第三項に規定する認定高度再資源化事業計画をいう。）に基づき再資源化（法第二条第一項に規定する再資源化をいう。以下このイ及び第九条第一号において同じ。）を実施するために分別し、収集した産業廃棄物は、適正に再資源化を実施するようにすること。
ロ　産業廃棄物を焼却する場合には、環境省令で定める構造を有する焼却設備を用いて、環境大臣が定める方法により焼却すること。
ハ　産業廃棄物の熱分解（物を処分するために、燃焼を伴わずに加熱により分解することをいう。以下このハにおいて同じ。）を行う場合には、環境省令で定める構造を有する熱分解設備（熱分解により産業廃棄物を処理する設備をいう。）を用いて、環境大臣が定める方法により行うこと。

（高度分離・回収事業計画の認定の申請者の使用人）

第七条　法第十六条第二項第二号及び第三号の政令で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。
一　本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）
二　前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、高度分離・回収事業（法第十六条第一項に規定する高度分離・回収事業をいう。）に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

第八条　法第十六条第三項第六号ホ及びヘ（これらの規定を法第十七条第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める使用人は、申請者の使用人で、前条各号に掲げるものの代表者であるものとする。

（認定高度分離・回収事業計画に係る産業廃棄物の処分の基準）

第九条　法第十八条第二項の政令で定める基準は、産業廃棄物の処分に当たっては、第六条第一号イ及びロの規定の例によるほか、次のとおりとする。
一　認定高度分離・回収事業計画（法第十七条第三項に規定する認定高度分離・回収事業計画をいう。）に基づき再資源化を実施する産業廃棄物は、適正に再資源化を実施するようにすること。
二　産業廃棄物の保管を行う場合には、次によること。
イ　保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。
(1)　保管の場所の周囲に囲いが設けられていること。
(2)　環境省令で定めるところにより、産業廃棄物の保管の場所である旨その他産業廃棄物の保管に関し必要な事項を外部から見やすい掲示板に表示すること。
ロ　保管の場所から産業廃棄物又は当該保管に伴って生じた汚水が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。
(1)　保管する産業廃棄物の荷重が直接囲いにかかり、又はかかるおそれがある構造である場合にあっては、当該荷重に対して当該囲いが構造耐力上安全であること。
(2)　屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、積み上げられた産業廃棄物の高さが環境省令で定める高さを超えないようにすること。
(3)　産業廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するため、必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、保管の場所の底面を不浸透性の材料で覆うこと。
(4)　その他環境省令で定める措置
ハ　保管の場所において騒音又は振動が発生する場合にあっては、当該騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
二　保管の場所における火災の発生又は延焼を防止するため、消火設備の設置その他の環境省令で定める措置を講ずること。
ホ　保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
三　その他法第十六条第一項の環境省令で定める廃棄物ごとに、環境省令で定める産業廃棄物の処理に関する高度な技術を用いた生活環境を保全するための方法によること。

（再資源化工程高度化計画の認定に係る申請者の使用人）

第十条　法第二十条第二項第二号及び第三号並びに第三項第六号ニ及びホの政令で定める使用人は、申請者の使用人で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第四条の七各号に掲げるものの代表者であるものとする。

（登録調査機関の登録の有効期間）

第十一条　法第二十五条第一項の政令で定める期間は、五年とする。

附　則

この政令は、法の施行の日（令和七年十一月二十一日）から施行する。

環境大臣　石原　宏高
内閣総理大臣　高市　早苗

シナイ半島国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十一月十二日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百七十二号

シナイ半島国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第五条第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

シナイ半島国際平和協力隊の設置等に関する政令（平成三十一年政令第百四十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「令和七年十一月三十日」を「令和八年十一月三十日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗
外務大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

省　令

○総務省令第百一号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）及び消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）の規定に基づき、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十一月十二日

総務大臣　林　芳正

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成十四年総務省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（対象火気設備等の種類） **第三条**　令第五条第一項各号列記以外の部分の総務省令で定めるものは、第一号から第十三号までに掲げる設備から配管設備等を除いたもの及び第十四号から第二十一号までに掲げる設備とする。 一～七　略 八　簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力六キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。） 九　一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。） 十～二十一　［略］ （火災の発生のおそれのある部分に係る防火上有効な構造） **第十条**　［略］ 一　［略］ 二　炉（熱風炉に限る。）、ふろがま、温風暖房機、乾燥設備及び一般サウナ設備にあっては、その風道並びにその被覆及び支枠を不燃材料で造ること。 ［三～八　略］ 九　固体燃料を使用するストーブ及び簡易サウナ設備にあっては、不燃材料で造ったたき殻受けを付設すること。 ［十～十三　略］ （周囲に火災が発生するおそれが少ない構造） **第十一条**　［略］ ［一・二　略］	（対象火気設備等の種類） **第三条**　令第五条第一項各号列記以外の部分の総務省令で定めるものは、第一号から第十二号までに掲げる設備から配管設備等を除いたもの及び第十三号から第二十号までに掲げる設備とする。 ［一～七　同上］ ［新設］ 八　サウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。以下同じ。） 九～二十　［同上］ （火災の発生のおそれのある部分に係る防火上有効な構造） **第十条**　［同上］ ［一　同上］ 二　炉（熱風炉に限る。）、ふろがま、温風暖房機、乾燥設備及びサウナ設備にあっては、その風道並びにその被覆及び支枠を不燃材料で造ること。 ［三～八　同上］ 九　固体燃料を使用するストーブにあっては、不燃材料で造ったたき殻受けを付設すること。 ［十～十三　同上］ （周囲に火災が発生するおそれが少ない構造） **第十一条**　［同上］ ［一・二　同上］

三　炉（熱風炉に限る。）、ふろがま、温風暖房機、乾燥設備及び一般サウナ設備にあっては、その風道の火を使用する部分に近接する部分に防火ダンパーを設けること。

［四～九　略］

（風道、燃料タンク等の構造）

第十四条　［略］

［一　略］

二　炉（熱風炉に限る。）、ふろがま、温風暖房機、乾燥設備及び一般サウナ設備にあっては、その風道の火を使用する部分に近接する部分に防火ダンパーを設けること。

［三～七　略］

（安全を確保する装置等）

第十五条　［略］

［一～六　略］

七　簡易サウナ設備及び一般サウナ設備にあっては、その温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、簡易サウナ設備（薪を熱源とするものに限る。）にあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りではない。

［八　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

三　炉（熱風炉に限る。）、ふろがま、温風暖房機、乾燥設備及びサウナ設備にあっては、その風道の火を使用する部分に近接する部分に防火ダンパーを設けること。 ［四～九　同上］ （風道、燃料タンク等の構造） **第十四条**　［同上］ ［一　同上］ 二　炉（熱風炉に限る。）、ふろがま、温風暖房機、乾燥設備及びサウナ設備にあっては、その風道の給気口は、じんあいの混入を防止するものとすること。 ［三～七　同上］ （安全を確保する装置等） **第十五条**　［同上］ ［一～六　同上］ 七　サウナ設備にあっては、その温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。 ［八　同上］	三　炉（熱風炉に限る。）、ふろがま、温風暖房機、乾燥設備及びサウナ設備にあっては、その風道の火を使用する部分に近接する部分に防火ダンパーを設けること。 ［四～九　略］ （風道、燃料タンク等の構造） **第十四条**　［略］ ［一　略］ 二　炉（熱風炉に限る。）、ふろがま、温風暖房機、乾燥設備及び一般サウナ設備にあっては、その風道の給気口は、じんあいの混入を防止するものとすること。 ［三～七　略］ （安全を確保する装置等） **第十五条**　［略］ ［一～六　略］ 七　簡易サウナ設備及び一般サウナ設備にあっては、その温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、簡易サウナ設備（薪を熱源とするものに限る。）にあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りではない。 ［八　略］

附　則

この省令は、令和八年三月三十一日から施行する。

○財務省令第六十六号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十八条の八の二第三項の規定に基づき、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十一月十二日　　財務大臣　片山さつき

租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第二十条の十二から第二十条の十四までを削り、第二十条の十五を第二十条の十二とし、同条の次に次の三条を加える。

（再資源化事業等高度化設備の特別償却）

第二十条の十三　施行令第二十八条の八の二第三項に規定する財務省令で定める書類は、環境大臣の法第四十四条の六第一項の規定の適用を受けようとする機械及び装置並びに器具及び備品が同項に規定する再資源化事業等高度化設備に該当するものであることを証する書類とする。

第二十条の十四及び第二十条の十五　削除

附　則

この省令は、令和七年十一月二十一日から施行する。

○国土交通省令第百八号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第六十二条の規定に基づき、航空法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十一月十二日

国土交通大臣　金子　恭之

航空法施行規則の一部を改正する省令

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（救急用具） **第百五十条**　航空機（搭乗者がいないものを除く。）は、次の表の第一欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる品目の救急用具を、同表の第三欄に掲げる数量、同表の第四欄に掲げる条件に従つて装備しなければこれを航空の用に供してはならない。	（救急用具） **第百五十条**　航空機は、次の表の第一欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる品目の救急用具を、同表の第三欄に掲げる数量、同表の第四欄に掲げる条件に従つて装備しなければこれを航空の用に供してはならない。
区分 / 品目 / 数量 / 条件 一　（略） / （略） / （略） / （略） 二　（略） / （略） / （略） 三　一及び二に掲げる飛行以外の飛行をする場合（搭乗者の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が定める基準に従つて飛行する場合を除く。） / （略） / （略）	区分 / 品目 / 数量 / 条件 一　（略） / （略） / （略） / （略） 二　（略） / （略） / （略） 三　一及び二に掲げる飛行以外の飛行をする場合 / （略） / （略）
2・3　（略） 4　航空運送事業の用に供する最大離陸重量が二万七千キログラムを超える飛行機（搭乗者がいないものを除く。）であつて、最初の耐空証明等が令和六年一月一日以後になされたものは、国際民間航空条約の附属書六第一部第四十八改訂版に規定する飛行機が遭難するおそれがある場合に自機の位置情報を毎分一回以上自動的に送信する機能を有する装置（次項において「遭難追跡装置」という。）又はこれと同等以上の機能を有し、かつ、衝撃により自動的に作動する航空機用救命無線機を装備しなければならない。 5　航空機（搭乗者がいないもの又は目視により当該航空機の位置を特定できるものとして国土交通大臣が定める基準に従つて飛行するものを除く。）は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる数量の航空機用救命無線機を同表の下欄に掲げる条件に従つて装備しなければならない。 （表　略） 6　（略）	2・3　（略） 4　航空運送事業の用に供する最大離陸重量が二万七千キログラムを超える飛行機であつて、最初の耐空証明等が令和六年一月一日以後になされたものは、国際民間航空条約の附属書六第一部第四十八改訂版に規定する飛行機が遭難するおそれがある場合に自機の位置情報を毎分一回以上自動的に送信する機能を有する装置（次項において「遭難追跡装置」という。）又はこれと同等以上の機能を有し、かつ、衝撃により自動的に作動する航空機用救命無線機を装備しなければならない。 5　航空機は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる数量の航空機用救命無線機を同表の下欄に掲げる条件に従つて装備しなければならない。 （表　略） 6　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○環境省令第二十二号

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和六年法律第四十一号）及び資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律施行令（令和七年政令第三号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律施行規則を次のように定める。

令和七年十一月十二日

環境大臣　石原　宏高

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律施行規則

（用語）

第一条　この省令において使用する用語は、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（以下「法」という。）及び資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律施行令（以下「令」という。）において使用する用語の例による。

（高度再資源化事業計画に添付すべき書類）

第二条　法第十一条第一項の規定により高度再資源化事業計画の認定を申請しようとする者は、申請書に次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

一　当該申請に係る廃棄物の処分の用に供する施設（保管の場所を含む。）の構造を明らかにする図面

二　申請者が法人である場合にあっては、その定款及び登記事項証明書

三　申請者が個人である場合にあっては、その住民票の写し（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。以下同じ。）

四　申請者（法第十一条第二項第六号に規定する者がある場合にあっては、当該者を含む。第六号、第九号及び第九条第一号において同じ。）が第九条第一号イ及びロに掲げる基準に適合することを示す書類

五　法第十一条第二項第四号に規定する指標の算出の根拠を示す書類

六　申請者が法第十一条第四項第五号イからトまでのいずれにも該当しないことを示す書類

七　当該申請に係る廃棄物の収集又は運搬の用に供する施設が第九条第二号イ及びロに掲げる基準に適合することを説明する書類

八　当該申請に係る廃棄物の処分の用に供する施設が第九条第三号イ、ロ及びニ並びに第十条第一項各号及び第二項各号に掲げる基準に適合することを説明する書類

九　当該申請に係る廃棄物の処分の用に供する施設が廃棄物処理施設であって、申請者が当該施設に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）第八条第一項、第九条第一項、第十五条第一項又は第十五条の二の六第一項の規定による許可を受けている場合にあっては、当該許可を受けていることを証する書類

十　当該申請に係る廃棄物の処分の用に供する廃棄物処理施設を設置しようとする場合には、次に掲げる書類

イ　当該廃棄物処理施設の構造を明らかにする処理工程図及び設計計算書並びに当該廃棄物処理施設の付近の見取図

ロ　当該廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類

十一　再資源化により得られる再生部品又は再生資源が法第十一条第二項第四号に規定する者に対して供給されると見込まれることを確認できる書類の写し

（高度再資源化事業計画の記載事項）

第三条　法第十一条第二項第四号の高度再資源化事業の内容は、次の各号に掲げる内容を含むものとする。

一　当該申請に係る再資源化を実施する廃棄物の種類及び再資源化により得られる見込みの再生部品又は再生資源の数量

二　当該申請に係る高度再資源化事業を行い、又は行おうとする者（その委託を受けて当該高度再資源化事業を行い、又は行おうとする者を含む。）の事業の内容及び当該者に係る責任の範囲

三　当該申請に係る申請者及び法第十一条第二項第六号に規定する者が実施する高度再資源化事業の一連の行程を申請者が統括して管理する体制

四　トレーサビリティ（廃棄物の収集、運搬及び処分並びに再資源化により得られる再生部品又は再生資源の供給を受ける者への引渡しの行程において、当該廃棄物及び再資源化を実施した廃棄物の種類、数量、性状及び所在について、記録すること、及びこれらを把握できる状態をいう。以下同じ。）を確保するための仕組みの概要

第四条　法第十一条第二項第六号に規定する者が法人である場合にあっては、高度再資源化事業計画に法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十六項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）を付記するものとする。

2　法第十一条第二項第六号に規定する者に関する情報について、電子情報処理組織その他の情報通信の技術を利用する方法により、環境大臣が直ちに当該情報を確認することができる措置の有無及び当該措置が講じられている場合には、その内容を付記するものとする。

第五条　法第十一条第二項第九号ニに掲げる計画に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一　廃棄物処理施設の位置

二　廃棄物処理施設の処理方式

三　廃棄物処理施設の構造及び設備

四　処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）

五　設計計算上達成することができる排ガス中の大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第六条第二項に規定するばい煙量及び同項に規定するばい煙濃度並びにダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二条第一項に規定するダイオキシン類の濃度（以下「排ガスの性状」という。）、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値

六　その他廃棄物処理施設の構造等に関する事項

2　法第十一条第二項第九号ホに掲げる計画に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一　排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値

二　排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項

三　その他廃棄物処理施設の維持管理に関する事項

第六条　法第十一条第二項第十号の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　高度再資源化事業を開始してから当該高度再資源化事業により得られる再生部品又は再生資源をその供給を受ける者へ引き渡すまでに要する期間

二　高度再資源化事業において一般廃棄物処理基準又は法第十三条第四項の政令で定める基準に適合しない処理が行われた場合において、生活環境に係る被害を防止するために講ずることとする措置

三　当該申請に係る廃棄物の処分の用に供する施設が廃棄物処理施設である場合には、当該廃棄物処理施設に係る廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項

四　廃棄物の処分の用に供する廃棄物処理施設を設置しようとする場合には、当該廃棄物処理施設に係る着工予定年月日及び使用開始予定年月日

（生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類）

第七条　法第十一条第三項の書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　設置しようとする廃棄物処理施設の種類及び規模並びに処理する廃棄物の種類を勘案し、当該廃棄物処理施設を設置することに伴い生ずる大気質、騒音、振動、悪臭、水質又は地下水に係る事項のうち、周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがあるものとして調査を行ったもの（以下この条において「廃棄物処理施設生活環境影響調査項目」という。）

二　廃棄物処理施設生活環境影響調査項目の現況及びその把握の方法

三　当該廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響の程度を予測するために把握した水象、気象その他自然的条件及び人口、土地利用その他社会的条件の現況並びにその把握の方法

四　当該廃棄物処理施設を設置することにより予測される廃棄物処理施設生活環境影響調査項目に係る変化の程度及び当該変化の及ぶ範囲並びにその予測の方法

五　当該廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響の程度を分析した結果

六　大気質、騒音、振動、悪臭、水質又は地下水のうち、これらに係る事項を廃棄物処理施設生活環境影響調査項目に含めなかったもの及びその理由

七　その他当該廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査に関して参考となる事項

（高度再資源化事業の内容の基準）

第八条　法第十一条第四項第二号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　再資源化により得られる再生部品又は再生資源が、利用されると見込まれる製品等に要求される標準的な規格及び市場の状況に照らして、法第十一条第二項第四号に規定する者に対して当該再生部品又は再生資源を安定的に供給することができると認められること。

二　第三条第一号に規定する数量及び法第十一条第二項第四号に規定する者が行い、又は行おうとする事業の属する業種の業態に照らして、法第十一条第二項第四号に規定する指標が適切に算出されたものであり、かつ、当該者に対して再生部品又は再生資源の大部分が供給されると認められること。

三　収集しようとする廃棄物が、通常の保管状況の下で容易に腐敗し、又は揮発する等その性状が変化することによって生活環境の保全上支障が生じるおそれがある場合には、当該支障を防止するための適切な措置が講じられていること。

四　高度再資源化事業の全部又は一部を他人に委託する場合には、委託する業務の範囲及び委託する者の責任の範囲が明確であり、かつ、その委託先の監督について、当該申請に係る収集、運搬又は処分が適正に行われるために必要な措置を講じていること。

五　当該申請に係る申請者及び法第十一条第二項第六号に規定する者が実施する高度再資源化事業の一連の行程を申請者が統括して管理する体制が整備されていること。

六　高度再資源化事業の実施の状況を把握するために必要な措置を講じていること。

七　高度再資源化事業の実施に当たっては、生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講じていること。

八　地域の環境の保全のための取組及び地域の社会経済の持続的発展に資する取組を併せて行うものであると認められること。

九　トレーサビリティが確保されるものであると認められること。

十　再資源化により得られる再生部品又は再生資源を我が国の資源循環の促進に資する事業活動を行う者に供給するものであること。

（高度再資源化事業計画の申請者の能力等に係る基準）

第九条　法第十一条第四項第三号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　申請者の能力に係る基準

イ　高度再資源化事業を適確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

ロ　高度再資源化事業を適確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

二　廃棄物の収集又は運搬の用に供する施設に係る基準

イ　廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、船舶、運搬容器その他の運搬施設を有すること。

ロ　積替施設を有する場合には、廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

三　廃棄物の処分の用に供する施設に係る基準

イ　再資源化を実施する廃棄物の種類に応じ、その廃棄物の処分に適する施設であること。

ロ　運転を安定的に行うことができ、かつ、適正な維持管理を行うことができるものであること。

ハ　当該施設が廃棄物処理施設（法第十一条第二項第九号に規定する廃棄物処理施設として高度再資源化事業計画に記載するものを除く。）である場合にあっては、当該施設に係る廃棄物処理法第八条第一項、第九条第一項、第十五条第一項又は第十五条の二の六第一項の規定による許可を受けたものであること。

ニ　保管施設を有する場合には、搬入された廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

（高度再資源化事業計画に係る廃棄物処理施設の技術上の基準）

第十条　法第十一条第四項第四号イの環境省令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

一　ごみ処理施設（一般廃棄物処理施設のうち、廃棄物処理法第八条第一項に規定するごみ処理施設をいう。）にあっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「廃棄物処理法施行規則」という。）第四条第一項の規定の例によること。

二　産業廃棄物処理施設にあっては、廃棄物処理法施行規則第十二条及び第十二条の二の規定の例によること。

2　再資源化に必要な行為の用に供する廃棄物処理施設に係る法第十一条第四項第四号イの環境省令で定める技術上の基準は、前項に定めるもののほか、次のとおりとする。

一　再生部品又は再生資源が製品の部品又は原材料に求められる規格を満たすための設備又は装置が設けられていること。

二　投入された廃棄物から、効率的に再生部品又は再生資源が得られる構造であること。

三　安定的に再生部品又は再生資源を供給するために必要な措置が講じられていること。

（適正な配慮がなされるべき周辺の施設）

第十一条　法第十一条第四項第四号ロの環境省令で定める周辺の施設は、当該施設の利用者の特性に照らして、生活環境の保全について特に適正な配慮が必要であると認められる施設とする。

（廃棄物処理施設を設置しようとする者の能力の基準）

第十二条　法第十一条第四項第四号ハの環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　廃棄物処理施設の設置及び維持管理を適確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

二　廃棄物処理施設の設置及び維持管理を適確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

三　廃棄物処理施設を設置しようとする場所の周辺地域との調和の確保に向けた取組を行いつつ、廃棄物処理施設の設置及び維持管理を行うことができること。

（高度再資源化事業計画の認定証）

第十三条　環境大臣は、法第十一条第一項の認定若しくは法第十二条第一項の変更の認定をしたとき又は同条第二項の変更の届出があったとき（認定証の記載事項の変更を伴う場合に限る。）は、次に掲げる事項を記載した認定証を交付するものとする。

一　認定高度再資源化事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　認定の年月日及び認定番号

三　高度再資源化事業を行う廃棄物の種類

四　廃棄物の処分の用に供する施設の所在地

五　認定高度再資源化事業計画に法第十一条第二項第六号に規定する者が記載されている場合には、当該者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び法人番号）並びにその者が行う収集、運搬又は処分の別

六　処理を行う区域

七　事業の内容

（運搬車又は船舶を用いて行う一般廃棄物の収集又は運搬に係る表示の基準）

第十四条　認定高度再資源化事業者（認定高度再資源化事業計画に法第十一条第二項第六号に規定する者が記載されている場合には、当該者を含む。次条において同じ。）は、運搬車又は船舶を用いて当該認定高度再資源化事業計画に係る一般廃棄物の収集又は運搬を行うときは、当該一般廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車又は船舶である旨及び当該認定高度再資源化事業計画に係る収集又は運搬を行う者の氏名又は名称を当該運搬車又は船舶の外側に見やすいように表示するものとする。ただし、常時かつ即時のトレーサビリティを確保するための仕組みを有し、かつ、第四条第二項に規定する措置を講じている場合は、この限りでない。

（運搬車又は船舶を用いて行う一般廃棄物の収集又は運搬に係る書面の備付けの基準）

第十五条　認定高度再資源化事業者は、運搬車又は船舶を用いて当該認定高度再資源化事業計画に係る一般廃棄物の収集又は運搬を行うときは、当該運搬車又は船舶に法第十一条第一項の認定を受けたことを証する書面を備え付けるものとする。

2　前項の書面は、第十三条に規定する認定証の写しとする。

（認定高度再資源化事業計画の変更の認定の申請）

第十六条　法第十二条第一項の変更の認定を受けようとする認定高度再資源化事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。この場合において、当該変更が第二条各号に掲げる書類又は図面の変更を伴うときは、当該変更後の書類又は図面を添付しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　認定の年月日及び認定番号

三　変更の内容

四　変更の理由

五　変更後の処理の開始予定年月日

（認定高度再資源化事業計画の変更の認定を要しない軽微な変更）

第十七条　法第十二条第一項ただし書の環境省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　法第十一条第二項第四号に規定する事項の変更であって、高度再資源化事業計画の趣旨の変更を伴わないもの

二　法第十一条第二項第六号に規定する者に係る変更（第四条第二項に規定する措置を講じている場合に限る。）であって、次に掲げるもの

イ　氏名又は名称の変更

ロ　廃棄物の収集又は運搬を行う者の変更

三　法第十一条第二項第七号に掲げる施設の変更

四　法第十一条第二項第八号に規定する施設の変更

五　法第十一条第二項第九号に規定する廃棄物処理施設の変更であって、次に掲げるもの

イ　廃棄物処理施設の処理能力（当該処理能力について法第十二条第一項の変更の認定を受けたときは、変更後のもの。以下この号において同じ。）に係る変更であって、当該変更によって当該処理能力が増大しないもの

ロ　第五条第一項第一号又は第三号に掲げる事項に係る変更であって、当該変更に伴う同項第五号に掲げる数値の変化により生活環境への負荷が増大しないもの

ハ　第五条第一項第四号に掲げる事項に係る変更（排ガス又は排水の排出の方法又は量の増大するものを除く。）

ニ　第五条第二項各号に掲げる事項に係る変更（同項第一号に掲げる数値の変更であって、当該変更によって周辺地域の生活環境に対する影響が減ぜられるもの又は同項第二号に掲げる測定頻度の変更であって、当該変更によって頻度が高くなるものに限る。）

（認定高度再資源化事業計画の変更の届出）

第十八条　法第十二条第二項の届出は、当該変更の日から三十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を環境大臣に提出して行うものとする。この場合において、当該変更が第二条各号に掲げる書類又は図面の変更を伴うときは、当該変更後の書類又は図面を添付しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　認定の年月日及び認定番号

三　変更の内容

四　変更の理由

五　変更後の処理の開始年月日

（認定高度再資源化事業の廃止の届出）

第十九条　認定高度再資源化事業者は、認定高度再資源化事業計画に係る高度再資源化事業を廃止したときは、その旨を速やかに環境大臣に届け出なければならない。

（高度再資源化事業の実施の状況に関する報告）

第二十条　認定高度再資源化事業者は、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間における認定高度再資源化事業計画に係る高度再資源化事業の実施の状況に関し、次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　認定の年月日及び認定番号

三　当該一年間に処理した廃棄物の種類及び種類ごとの数量

四　当該一年間に再資源化を実施した廃棄物の種類ごとの数量及び利用方法

五　当該一年間における法第十一条第二項第四号に規定する指標に係る実績

六　法第八条第一項各号の規定による廃棄物処分業者の判断の基準となるべき事項に係る取組の状況

（認定高度再資源化事業計画に係る再資源化に必要な行為の委託契約に含まれるべき事項）

第二十一条　令第五条第一号ニの環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　委託契約の有効期間

二　認定高度再資源化事業者が受託者に支払う料金

三　産業廃棄物の運搬に係る委託契約にあっては、受託者が当該委託契約に係る産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合には、当該積替え又は保管を行う場所の所在地

四　認定高度再資源化事業者の有する委託に係る産業廃棄物の適正な処理のために必要な次に掲げる事項に関する情報

イ　当該産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項

ロ　当該産業廃棄物以外の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項

ハ　その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項

五　委託契約の有効期間中に委託に係る産業廃棄物に係る前号の情報に変更があった場合の当該情報の伝達方法に関する事項
六　委託契約に係る業務終了時の受託者の認定高度再資源化事業者への報告に関する事項
七　委託契約を解除した場合の処理されない委託に係る産業廃棄物の取扱いに関する事項
（委託契約書の保存期間）
第二十二条　令第五条第二号の環境省令で定める期間は、五年とする。
（運搬車又は船舶を用いて行う産業廃棄物の収集又は運搬に係る表示の基準）
第二十三条　令第六条第一号ニ(1)の規定による表示は、認定高度再資源化事業計画に係る産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車又は船舶である旨及び当該認定高度再資源化事業計画に係る収集又は運搬を行う者の氏名又は名称を当該運搬車又は船舶の外側に識別しやすい色で見やすいように表示するものとする。
2　令第六条第一号ニ(1)ただし書の環境省令で定める場合は、常時かつ即時のトレーサビリティを確保するための仕組みを有し、かつ、第四条第二項に規定する措置を講じている場合とする。
（運搬車又は船舶を用いて行う産業廃棄物の収集又は運搬に係る書面の備付けの基準）
第二十四条　令第六条第一号ニ(2)の環境省令で定める書面は、第十三条に規定する認定証の写しとする。
（産業廃棄物の積替えに係る基準）
第二十五条　令第六条第一号への環境省令で定める基準は、次のとおりとする。
一　あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められていること。
二　搬入された産業廃棄物の量が、積替えの場所において適切に保管できる量を超えるものでないこと。
三　搬入された産業廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。
（高度再資源化事業計画に係る産業廃棄物の保管の場所に係る掲示板）
第二十六条　令第六条第一号ト(1)(ii)の規定による掲示板は、縦及び横それぞれ六十センチメートル以上であり、かつ、次に掲げる事項を表示したものでなければならない。
一　保管する産業廃棄物の種類
二　保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
三　再資源化により得られる再生部品又は再生資源の供給を受ける者のうち、主たる者の氏名（当該者が法人である場合には、その名称）
四　その他必要な事項
（高度再資源化事業計画に係る産業廃棄物の保管の高さ）
第二十七条　令第六条第一号ト(2)(ii)の規定による環境省令で定める高さは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める高さとする。
一　保管の場所の囲いに保管する産業廃棄物の荷重が直接かかる構造である部分（以下この条において「直接負荷部分」という。）がない場合　当該保管の場所の任意の点ごとに、地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該保管の場所の囲いの下端（当該下端が地盤面に接していない場合にあっては、当該下端を鉛直方向に延長した面と地盤面との交線）を通り水平面に対し上方に五十パーセントの勾配を有する面との交点（当該交点が二以上ある場合にあっては、最も地盤面に近いもの）までの高さ
二　保管の場所の囲いに直接負荷部分がある場合　次のイ及びロに掲げる部分に応じ、当該イ及びロに定める高さ
イ　直接負荷部分の上端から下方に垂直距離五十センチメートルの線（直接負荷部分に係る囲いの高さが五十センチメートルに満たない場合にあっては、その下端）（以下この条において「基準線」という。）から当該保管の場所の側に水平距離二メートル以内の部分　当該二メートル以内の部分の任意の点ごとに、次の(1)に規定する高さ（当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあっては、(1)又は(2)に規定する高さのうちいずれか低いもの）
(1)　地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該鉛直線への水平距離が最も小さい基準線を通る水平面との交点までの高さ
(2)　前号に規定する高さ
ロ　基準線から当該保管の場所の側に水平距離二メートルを超える部分　当該二メートルを超える部分内の任意の点ごとに、次の(1)に規定する高さ（当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあっては、(1)又は(2)に規定する高さのうちいずれか低いもの）
(1)　当該点から、当該点を通る鉛直線と、基準線から当該保管の場所の側に水平距離二メートルの線を通り水平面に対し上方に五十パーセントの勾配を有する面との交点（当該交点が二以上ある場合にあっては、最も地盤面に近いもの）までの高さ
(2)　前号に規定する高さ
（高度再資源化事業計画に係る産業廃棄物の保管に係る飛散防止等のための措置）
第二十八条　令第六条第一号ト(2)(iv)の規定による環境省令で定める措置は、保管を行う産業廃棄物の種類に応じ、保管の場所から産業廃棄物又は当該保管に伴って生じた汚水が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置とする。
（高度再資源化事業計画に係る産業廃棄物の保管に係る火災の発生又は延焼防止のための措置）
第二十九条　令第六条第一号ト(4)の規定による環境省令で定める措置は、次のとおりとする。
一　産業廃棄物に火災の発生又は延焼のおそれがあるものが含まれる場合には、技術的に可能な範囲でこれらを適正に回収し、処理すること。
二　消火器その他の消火設備を備えること。
三　その他必要な措置
（産業廃棄物を焼却する焼却設備の構造）
第三十条　令第六条第二号ロの環境省令で定める構造は、次のとおりとする。
一　空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく、燃焼室において発生するガス（以下この条において「燃焼ガス」という。）の温度が摂氏八百度以上の状態で廃棄物を焼却できるものであること。
二　燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。
三　燃焼室内において廃棄物が燃焼しているときに、燃焼室に廃棄物を投入する場合には、外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること。
四　燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。ただし、製鋼の用に供する電気炉、銅の第一次製錬の用に供する転炉若しくは溶解炉又は亜鉛の第一次製錬の用に供する焙焼炉を用いた焼却設備にあっては、この限りでない。
五　燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。ただし、加熱することなく燃焼ガスの温度を保つことができる性状を有する廃棄物のみを焼却する焼却設備又は製鋼の用に供する電気炉、銅の第一次製錬の用に供する転炉若しくは溶解炉若しくは亜鉛の第一次製錬の用に供する焙焼炉を用いた焼却設備にあっては、この限りでない。
（産業廃棄物の熱分解を行う熱分解設備の構造）
第三十一条　令第六条第二号ハの環境省令で定める構造は、次のとおりとする。
一　炭化水素油又は炭化物を生成する場合には、次のとおりとする。
イ　熱分解室内への空気の流入を防ぐことにより、熱分解室内の廃棄物を燃焼させない構造のものであること。

ロ　産業廃棄物の熱分解を行うのに必要な温度及び圧力を適正に保つことができるものであること（圧力については、加圧を行う場合に限る。ハにおいて同じ。）。

ハ　熱分解室内の温度及び圧力を定期的に測定できる構造のものであること。

ニ　処理に伴って生じた残さ（炭化物を含む。以下この号において同じ。）を排出する場合には、残さが発火しないよう、排出された残さを直ちに冷却することができるものであること。

ホ　処理に伴って生じたガスのうち炭化水素油として回収されないガスを適正に処理（燃焼させることを除く。ただし、処理した産業廃棄物の重量、生成された炭化水素油の重量及び処理に伴って生じた残さの重量を測定することができる熱分解設備において、通常の操業状態において生成される炭化水素油の重量が、処理した産業廃棄物の重量の四十パーセント以上であり、かつ、処理に伴って生じたガスのうち炭化水素油として回収されないガスの重量が、処理した産業廃棄物の重量の二十五パーセント以下である処理（再生利用を目的として炭化水素油を生成するものに限る。）にあっては、この限りでない。）することができるものであること。

二　前号以外の場合には、産業廃棄物の熱分解に必要な温度を適正に保つことができるものであることその他の生活環境の保全上の支障が生じないよう必要な措置が講じられていること。

（高度分離・回収事業の対象となる廃棄物）

第三十二条　法第十六条第一項の環境省令で定める廃棄物は、新たな技術、経済社会情勢の変化、社会の要請等を勘案し、特に高度な技術を用いた有用なものの分離及び再生部品又は再生資源の回収を行う再資源化の実施が見込まれるものとして環境大臣が定めるものとする。

（高度分離・回収事業計画に添付すべき書類）

第三十三条　法第十六条第一項の規定により高度分離・回収事業計画の認定を申請しようとする者は、申請書に次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

一　当該申請に係る廃棄物の処分の用に供する施設（保管の場所を含む。）の構造を明らかにする図面

二　申請者が法人である場合には、その定款及び登記事項証明書

三　申請者が個人である場合には、その住民票の写し

四　申請者が第三十八条第一号イ及びロに掲げる基準に適合することを示す書類

五　法第十六条第二項第四号に規定する指標の算出の根拠を示す書類

六　申請者が法第十六条第三項第六号イからトまでのいずれにも該当しないことを示す書類

七　当該申請に係る廃棄物の処分の用に供する施設が廃棄物処理施設であって、申請者が当該施設に係る廃棄物処理法第八条第一項、第九条第一項、第十五条第一項又は第十五条の二の六第一項の規定による許可を受けている場合には、当該許可を受けていることを証する書類

八　当該申請に係る廃棄物の処分の用に供する施設が第三十八条第二号イ、ロ及びニ並びに第三十九条各号に掲げる基準に適合することを説明する書類

九　当該申請に係る廃棄物の処分の用に供する廃棄物処理施設を設置しようとする場合には、当該廃棄物処理施設に関する次に掲げる書類

イ　当該廃棄物処理施設の構造を明らかにする処理工程図及び設計計算書並びに当該廃棄物処理施設の付近の見取図

ロ　当該廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類

十　その他第三十二条の規定により環境大臣が定める廃棄物ごとに環境大臣が定める書類及び図面

（高度分離・回収事業計画の記載事項）

第三十四条　法第十六条第二項第四号の高度分離・回収事業の内容は、次に掲げる内容を含むものとする。

一　当該申請に係る再資源化を実施する廃棄物の種類及び再資源化により得られる見込みの再生部品又は再生資源の数量

二　当該申請に係る認定後に実施する再資源化により得られる再生部品又は再生資源の利用方法

一　廃棄物処理施設の位置

二　廃棄物処理施設の処理方式

三　廃棄物処理施設の構造及び設備

四　処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）

五　設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値

六　その他廃棄物処理施設の構造等に関する事項

2　法第十六条第二項第七号ホに掲げる計画に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一　排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値

二　排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項

三　その他廃棄物処理施設の維持管理に関する事項

第三十六条　法第十六条第二項第八号の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　当該申請に係る廃棄物の処分の用に供する施設が廃棄物処理施設の場合には、当該廃棄物処理施設に係る廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項

二　その他第三十二条の規定により環境大臣が定める廃棄物ごとに環境大臣が定める事項

（高度分離・回収事業の内容の基準）

第三十七条　法第十六条第三項第二号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　法第十六条第二項第四号に規定する指標が適切に算出されたものであり、かつ、当該指標が当該申請に係る高度な技術を用いることによってのみ達するものと認められること。

二　高度分離・回収事業の実施の状況を把握するために必要な措置を講じていること。

三　高度分離・回収事業の実施に当たっては、生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講じていること。

四　地域の環境の保全のための取組及び地域の社会経済の持続的発展に資する取組を併せて行うものと認められること。

五　その他第三十二条の規定により環境大臣が定める廃棄物ごとに環境大臣が定める基準に適合していること。

（高度分離・回収事業計画の申請者の能力等に係る基準）

第三十八条　法第十六条第三項第三号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　申請者の能力に係る基準

イ　高度分離・回収事業を適確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

ロ　高度分離・回収事業を適確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

二　廃棄物の処分の用に供する施設に係る基準

イ　再資源化を行おうとする廃棄物の種類に応じ、その廃棄物の処分に適する施設であること。

ロ　運転を安定的に行うことができ、かつ、適正な維持管理を行うことができるものであること。

ハ　当該施設が廃棄物処理施設（法第十六条第二項第七号に規定する廃棄物処理施設として高度分離・回収事業計画に記載するものを除く。）である場合にあっては、当該施設に係る廃棄物処理法第八条第一項、第九条第一項、第十五条第一項又は第十五条の二の六第一項の規定による許可を受けたものであること。

ニ　保管施設を有する場合には、搬入された廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

三　その他第三十二条の規定により環境大臣が定める廃棄物ごとに環境大臣が定める基準に適合していること。

（高度分離・回収事業計画に係る廃棄物処理施設の技術上の基準）

第三十九条　法第十六条第三項第四号イの環境省令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

一　自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。

二　廃棄物、廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス及び排水、施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。

三　廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。

四　著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。

五　施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境の保全上支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること。

六　廃棄物の受入設備及び処理された廃棄物の貯留設備は、施設の処理能力に応じ、十分な容量を有するものであること。

七　高度分離・回収事業の実施に資するものであること。

八　その他第三十二条の規定により環境大臣が定める廃棄物ごとに環境大臣が定める基準に適合していること。

（適正な配慮がなされるべき周辺の施設）

第四十条　法第十六条第三項第四号ロの環境省令で定める周辺の施設は、当該施設の利用者の特性に照らして、生活環境の保全について特に適正な配慮が必要であると認められる施設とする。

（廃棄物処理施設を設置しようとする者の能力の基準）

第四十一条　法第十六条第三項第四号ハの環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　廃棄物処理施設の設置及び維持管理を適確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

二　廃棄物処理施設の設置及び維持管理を適確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

三　廃棄物処理施設を設置しようとする場所の周辺地域との調和の確保に向けた取組を行いつつ、廃棄物処理施設の設置及び維持管理を行うことができること。

（高度分離・回収事業計画の認定証）

第四十二条　環境大臣は、法第十六条第一項の認定若しくは法第十七条第一項の変更の認定をしたとき又は同条第二項の変更の届出（認定証の記載事項の変更を伴う場合に限る。）があったときは、次に掲げる事項を記載した認定証を交付するものとする。

一　認定高度分離・回収事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　認定の年月日及び認定番号

三　高度分離・回収事業を行う廃棄物の種類

四　廃棄物の処分の用に供する施設の所在地

五　処理を行う区域

（認定高度分離・回収事業計画の変更の認定の申請）

第四十三条　法第十七条第一項の変更の認定を受けようとする認定高度分離・回収事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。この場合において、当該変更が第三十三条各号に掲げる書類又は図面の変更を伴うときは、当該変更後の書類又は図面を添付しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　認定の年月日及び認定番号

三　変更の内容

四　変更の理由

五　変更後の処理の開始予定年月日

（認定高度分離・回収事業計画の変更の届出）

第四十四条　法第十七条第二項の届出は、当該変更の日から三十日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を環境大臣に提出して行うものとする。この場合において、当該変更が第三十三条各号に掲げる書類又は図面の変更を伴うときは、当該変更後の書類又は図面を添付しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　認定の年月日及び認定番号

三　変更の内容

四　変更の理由

五　変更後の処理の開始年月日

（認定高度分離・回収事業計画に係る高度分離・回収事業の廃止の届出）

第四十五条　認定高度分離・回収事業者は、認定高度分離・回収事業計画に係る高度分離・回収事業を廃止したときは、その旨を速やかに環境大臣に届け出なければならない。

（高度分離・回収事業の実施の状況に関する報告）

第四十六条　認定高度分離・回収事業者は、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間における認定高度分離・回収事業計画に係る高度分離・回収事業の実施の状況に関し、次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　認定の年月日及び認定番号

三　当該一年間に処理した廃棄物の種類及び数量

四　当該一年間に再資源化を実施した廃棄物の種類ごとの数量及びその利用方法

五　当該一年間における法第十六条第二項第四号に規定する指標に係る実績

六　法第八条第一項各号の規定による廃棄物処分業者の判断の基準となるべき事項に係る取組の状況

（高度分離・回収事業計画に係る産業廃棄物の保管の場所に係る掲示板）

第四十七条　令第九条第二号イ⑵の規定による掲示板は、縦及び横それぞれ六十センチメートル以上であり、かつ、次に掲げる事項を表示したものでなければならない。

一　保管する産業廃棄物の種類

二　保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先

三　その他必要な事項

（高度分離・回収事業計画に係る産業廃棄物の保管の高さ）

第四十八条　令第九条第二号ロ⑵の規定による環境省令で定める高さは、第二十七条の規定の例によること。

（高度分離・回収事業計画に係る産業廃棄物の保管に係る飛散防止等のための措置）

第四十九条　令第九条第二号ロ⑷の規定による環境省令で定める措置は、第二十八条の規定の例によること。

（高度分離・回収事業計画に係る産業廃棄物の保管に係る火災の発生又は延焼防止のための措置）

第五十条　令第九条第二号ニの規定による環境省令で定める措置は、第二十九条の規定の例によること。

（高度分離・回収事業計画に係る産業廃棄物の処分に係る生活環境の保全のための方法）

第五十一条　令第九条第三号の規定による環境省令で定める方法は、次のとおりとする。

一　第三十二条の規定により環境大臣が定める廃棄物のうち、火災の発生又は延焼のおそれがあるものの処分を行う場合にあっては、産業廃棄物の性状の変化による火災の発生又は延焼を防止するため、早期に消火を行うことができる検出設備の設置、消火設備の設置その他必要な措置を講ずる方法

二　その他第三十二条の規定により環境大臣が定める廃棄物ごとに先進的な産業廃棄物の処理に関する技術を勘案して、焼却又は熱分解を行う場合には、生活環境の保全のために環境大臣が定める方法

（再資源化工程高度化計画に添付すべき書類）

第五十二条　法第二十条第一項の規定により再資源化工程高度化計画の認定を申請しようとする者は、申請書に次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

一　当該廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書

二　処理工程図

三　当該廃棄物処理施設の付近の見取図

四　当該廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類

五　当該廃棄物処理施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類

六　申請者が法人である場合にあっては、直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

七　申請者が個人である場合にあっては、資産に関する調書並びに直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

八　申請者が法人である場合にあっては、その定款及び登記事項証明書

九　申請者が個人である場合にあっては、その住民票の写し

十　申請者が法人である場合にあっては、役員の住民票の写し

十一　申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し（これらの者が法人である場合にあっては、登記事項証明書）

十二　申請者に令第十条に規定する使用人がある場合にあっては、その者の住民票の写し

十三　法第二十条第二項第四号に規定する指標の算出の根拠を示す書類

十四　申請者が法第二十条第三項第六号イからヘまでのいずれにも該当しないことを証する書類

十五　再資源化工程高度化計画に記載された廃棄物処理施設に係る廃棄物処理法第八条第一項、第九条第一項、第十五条第一項又は第十五条の二の六第一項の規定による許可を受けていることを証する書類

十六　申請者が優良産業廃棄物処分業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第六条の十一第二号及び第六条の十四第二号に掲げる者。第五十七条第四号において同じ。）である場合にあっては、そのことを証する書類

十七　再資源化工程高度化計画に係る廃棄物の処分について、申請者が排出した廃棄物を自ら処分する場合であって、かつ、申請者が廃棄物処理法第十二条第九項に規定する事業者である場合にあっては、同項に規定する計画の写し

2　申請者は、直前の事業年度に係る有価証券報告書を作成しているときは、前項第六号及び第八号に掲げる書類に代えて、当該有価証券報告書を申請書に添付することができる。

3　環境大臣は、申請者が廃棄物処理法第八条第一項、第九条第一項、第十四条第一項若しくは第六項、第十四条の二第一項、第十四条の四第一項若しくは第六項、第十四条の五第一項、第十五条第一項又は第十五条の二の六第一項の規定による許可（平成十二年十月一日以降に受けた許可であって、当該許可の日から起算して五年を経過しないもの（廃棄物処理法施行規則第三条第七項（廃棄物処理法施行規則第五条の三第四項、第五条の十一第三項、第五条の十二第三項及び第六条第三項において準用する場合を含む。）、第九条の二第八項（廃棄物処理法施行規則第十条の九第二項、第十条の十二第二項及び第十条の二十二第二項において準用する場合を含む。）、第十条の四第七項（廃棄物処理法施行規則第十条の九第三項、第十条の十六第二項及び第十条の二十二第三項において準用する場合を含む。）及び第十一条第八項（廃棄物処理法施行規則第十二条の九第四項、第十二条の十一の十二第三項、第十二条の十一の十三第三項及び第十二条の十二第三項において準用する場合を含む。）の規定により別に受けた許可に係る許可証を提出して受けた許可を除く。）に限る。）を受けている場合は、第一項の規定にかかわらず、同項第九号から第十二号及び第十四号までに掲げる書類の全部又は一部に代えて、当該許可に係る許可証を提出させることができる。

（再資源化工程高度化計画の記載事項）

第五十三条　法第二十条第二項第六号の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　廃棄物処理施設において処理する廃棄物の種類

二　廃棄物処理施設の処理能力

三　廃棄物処理施設の維持管理に関する次に掲げる事項

イ　排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値

ロ　排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項

ハ　その他廃棄物処理施設の維持管理に関する事項

四　生活環境の保全上必要な条件に関する次に掲げる事項

イ　廃棄物処理法第八条の二第四項（廃棄物処理法第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該廃棄物処理施設に係る廃棄物処理法第八条第一項の許可（廃棄物処理法第九条第二項において準用する場合にあっては、廃棄物処理法第九条第一項の許可）に条件が付されている場合には、その内容及び当該条件に基づく対応の内容

ロ　廃棄物処理法第十五条の二第四項（廃棄物処理法第十五条の二の六第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該廃棄物処理施設に係る廃棄物処理法第十五条第一項の許可（廃棄物処理法第十五条の二の六第二項において準用する場合にあっては、廃棄物処理法第十五条の二の六第一項の許可）に条件が付されている場合には、その内容及び当該条件に基づく対応の内容

（再資源化工程の高度化の内容の基準）

第五十四条　法第二十条第三項第二号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　再資源化工程の高度化により、再資源化の実施の工程から排出される温室効果ガスの量の削減が認められること。

二　再資源化工程の高度化において生活環境の保全に係る機能が再資源化工程の高度化の前におけるものと同等以上であること。

（再資源化工程高度化計画に係る廃棄物処理施設の技術上の基準）

第五十五条　法第二十条第三項第三号の環境省令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

一　一般廃棄物処理施設にあっては、廃棄物処理法施行規則第四条第一項及び第二項の規定の例によること。

二　産業廃棄物処理施設にあっては、廃棄物処理法施行規則第十二条及び第十二条の二の規定の例によること。

（適正な配慮がなされるべき周辺の施設）

第五十六条　法第二十条第三項第四号の環境省令で定める周辺の施設は、当該施設の利用者の特性に照らして、生活環境の保全について特に適正な配慮が必要であると認められる施設とする。

（再資源化工程高度化計画の申請者の能力の基準）

第五十七条　法第二十条第三項第五号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　再資源化工程の高度化を適確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

二　再資源化工程の高度化を適確に行うに足りる経理的基礎を有すること。

三　法第八条第一項第二号及び第三号に掲げる事項に係る取組を行っていること。

四　再資源化工程の高度化を行おうとする産業廃棄物処理施設を用いて、産業廃棄物の処理を受託しようとする場合には、優良産業廃棄物処分業者であること。

五　再資源化工程の高度化を行おうとする廃棄物処理施設に係る廃棄物処理法第八条第一項、第九条第一項、第十五条第一項又は第十五条の二の六第一項の規定による許可を受けていること。

（再資源化工程高度化計画の認定証）

第五十八条　環境大臣は、法第二十条第一項の認定をしたときは、次に掲げる事項を記載した認定証を交付するものとする。

一　認定再資源化工程高度化計画実施者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　認定の年月日及び認定番号

三　廃棄物処理施設の種類及び処理する廃棄物の種類

四　廃棄物処理施設の設置場所

五　廃棄物処理施設の処理能力

六　第五十三条第四号に掲げる生活環境の保全上必要な条件に関する事項

（登録調査機関の登録の申請）

第五十九条　法第二十二条第二項の規定により同条第一項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一　登録を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　登録を受けようとする者が調査業務を行おうとする事業所の名称及び所在地

三　登録を受けようとする者が調査業務を開始しようとする年月日

2　前項の申請書には、次に掲げる書類又はその写しを添付しなければならない。

一　登録を受けようとする者が法人である場合にあっては、次に掲げる書類

イ　定款及び登記事項証明書（外国法令に基づいて設立された法人にあっては、これらに準ずるもの）

ロ　役員の氏名、住所及び経歴を記載した書類

二　登録を受けようとする者が個人である場合にあっては、その住民票の写し及び履歴書

三　登録を受けようとする者が法第二十三条各号のいずれにも該当しないことを説明した書類

四　その他環境大臣が必要と認める書類

（登録調査機関の業務を適確に行うための基準）

第六十条　法第二十四条第一項第一号の環境省令で定める基準は、登録調査機関として行う調査に係る業務を適確に行うために必要な体制が整備されていること、業務手順が定められていることその他環境大臣が定める事項に適合していることとする。

（登録調査機関の調査業務の方法に関する基準）

第六十一条　法第二十七条第二項の環境省令で定める基準は、次に掲げる事項を確認することとする。

一　第二条第五号、第三十三条第五号又は第五十二条第一項第十三号に掲げる書類に記載された事項の根拠が適切かどうかの確認

二　前号の確認の結果も踏まえて、法第十一条第二項第四号、第十六条第二項第四号又は第二十条第二項第四号に規定する指標が、適切に算出されているかどうかの確認

（業務規程の認可の申請等）

第六十二条　登録調査機関は、法第二十九条第一項前段の規定により業務規程の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に当該業務規程を添付して、環境大臣に提出しなければならない。

2　登録調査機関は、法第二十九条第一項後段の規定により業務規程の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に変更後の当該業務規程を添付して、環境大臣に提出しなければならない。

一　変更しようとする事項

二　変更しようとする年月日

三　変更の理由

（業務規程の記載事項）

第六十三条　法第二十九条第二項の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　調査業務を行う時間及び休日に関する事項

二　調査業務を行う事業所に関する事項

三　調査業務の実施方法に関する事項

四　調査業務を行う者の選任及び解任並びにその配置に関する事項

五　調査業務に関する秘密の保持に関する事項

六　調査業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項

七　会計処理に関する事項

八　財務諸表等の閲覧等に関する事項

九　前各号に掲げるもののほか、調査業務の実施に関し必要な事項

（登録調査機関の業務の休廃止の届出）

第六十四条　法第三十条の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を環境大臣に提出して行うものとする。

一　休止しようとする年月日及びその期間又は廃止しようとする年月日

二　休止又は廃止の理由

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法等）

第六十五条　法第三十一条第二項第三号の環境省令で定める方法は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

2　法第三十一条第二項第四号の環境省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録調査機関が定めるものとする。

一　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

（帳簿の記載）

第六十六条　法第三十六条第一項の環境省令で定める帳簿に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一　調査業務を開始した年月日

二　調査業務を終了した年月日

三　調査業務の概要及び結果

四　その他調査業務の実施状況に関する事項

2　法第三十六条第二項の規定による前項の帳簿の保存期間は、最終の記載の日から五年とする。

（再資源化の実施の状況の報告の方法等）

第六十七条　法第三十八条第一項及び第二項の規定による報告は、毎年六月三十日までに、前年度における当該各項及び次条に規定する事項を、環境大臣が指定する電子計算機に備えられたファイルから入手可能な様式に報告をしようとする者の使用に係る電子計算機から入力する方法その他適切な方法により行うものとする。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出して行うことが困難であるときは、環境大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出して行わなければならない。

（報告事項）

第六十八条　法第三十八条第一項及び第二項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　その他再資源化の実施の状況に関する事項

（権利利益の保護請求に係る割合を算定する方法）

第六十九条　法第三十九条第一項の環境省令で定める方法は、再資源化を実施した産業廃棄物の数量を処分を行った産業廃棄物の数量で除して算定する方法とし、得られた割合に一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（権利利益の保護に係る請求の方法）

第七十条　特定産業廃棄物処分業者が行う法第三十九条第一項の請求は、毎年六月三十日までに、法第三十八条第一項の規定による報告と併せて、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出して行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出して行うことが困難であるときは、環境大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出して行わなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　公にされることにより、当該特定産業廃棄物処分業者の権利、競争上の地位その他正当な利益（次号において「権利利益」という。）が害されるおそれがあると思料する産業廃棄物の種類、処分の方法、処分を行った数量及び再資源化を実施した数量

三　前号に規定する情報が公にされることにより、当該特定産業廃棄物処分業者の権利利益が害されるおそれがあると思料する理由及びその根拠となる事実

2　前項に規定する請求書の様式は、別記様式によるものとする。

（実施の状況の公表）

第七十一条　環境大臣は、法第四十条の規定により法第三十八条第一項又は第二項の規定による報告を受けたときは、遅滞なく、環境大臣が指定する電子計算機を使用する方法その他適切な方法により公表するものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、法の施行の日（令和七年十一月二十一日）から施行する。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の七の二第一号中「生成する場合」の下に「（次号に掲げる場合を除く。）」を加え、同条第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和六年法律第四十一号）第十七条第三項に規定する認定高度分離・回収事業計画に記載された廃棄物の処分の用に供する施設の設備である場合にあつては、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律施行規則（令和七年環境省令第二十二号）第五十一条第二号の環境大臣が定める方法において用いられる設備が有する構造とする。

第八条の十九第十一号の次に次の一号を加える。

十二　資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第十一条第一項の認定を受けた者（その委託を受けて当該認定に係る産業廃棄物の当該認定に係る運搬又は処分を業として行う者（同条第二項第六号に規定する者である者に限る。）を含む。）に当該認定に係る産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合

第十三条の二第一号ウの次に次のように加える。

ヰ　資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第十一条第一項の認定

ノ　資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第十一条第一項の認定を受けた者からの委託（当該認定に係る同法第十二条第三項の認定高度再資源化事業計画に従つて行われる場合に限る。）

（環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年環境省令第九号）の一部を次のように改正する。

別表第一のプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令（令和四年政令第二十五号）の項の次に次のように加える。

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律施行令（令和七年政令第三号）	第五条第一号及び第二号並びに第六条第一号ニ(2)

別表第一の平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）の項の次に次のように加える。

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律施行規則（令和七年環境省令第二十二号）	第十五条第一項

別表第二のプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令（令和四年政令第二十五号）の項の次に次のように加える。

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律施行令（令和七年政令第三号）	第五条第一号

（環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等をする国の職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の一部改正）

第四条　環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等をする国の職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令（令和六年環境省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第二十二号の次に次の一号を加える。

二十三　資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和六年法律第四十一号）第四十五条第一項及び第二項

別記様式（第70条第２項関係）

※受　理　日	年　月　日		
※整　理　番　号			
※結　　果			
※決定通知日	年　月　日		

権利利益の保護に係る請求書

年　　月　　日

環境大臣　殿

請求者
（ふりがな）
住　　所　〒
（ふりがな）
氏　　名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
法人番号

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第39条第１項の規定により、同法第38条第１項の規定による報告に係る事項に代えて、同法第39条第１項で定める方法により算定した割合をもって同法第40条の規定による公表を行うことを請求します。

公にされることにより権利利益が害されるおそれがあると思料する産業廃棄物の種類、処分の方法、処分を行った数量及び再資源化を実施した数量その他再資源化の実施状況に関する事項	
（産業廃棄物の種類/処分の方法）	/ /
（処分を行った産業廃棄物の数量）	
（再資源化を実施した産業廃棄物の数量）	
（その他再資源化の実施状況に関する事項）	
権利利益が害されるおそれがあると思料する理由の根拠となる事実	
権利利益が害されるおそれがあると思料する理由	

備考　１　※の欄には、記載しないこと。
２　本様式は、請求に係る産業廃棄物の種類ごとに作成すること。
３　権利利益が害されるおそれがあると思料する理由の根拠となる事実に関しては、事実を証する書類を添付することができる。
４　本様式の用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

法規的告示

○消防庁告示第十号

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成十四年総務省令第二十四号）第五条及び第二十条の規定に基づき、平成十四年消防庁告示第一号（対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準）の一部を次のように改正する。

令和七年十一月十二日　　消防庁長官　大沢　博

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第三　離隔距離の決定 対象火気設備、器具等の離隔距離は、次の各号に定める距離のうち、いずれか長い距離とする。 一　通常燃焼時において、近接する可燃物の表面の温度上昇が定常状態に達したときに、当該可燃物の表面温度が許容最高温度を超えない距離又は当該可燃物に引火しない距離のうちいずれか長い距離（簡易サウナ設備にあっては、いずれか短い距離） 二　異常燃焼時において、対象火気設備、器具等の安全装置が作動するまで燃焼が継続したときに、近接する可燃物の表面温度が許容最高温度を超えない距離又は当該可燃物に引火しない距離のうちいずれか長い距離（簡易サウナ設備にあっては、いずれか短い距離） 第五　固体燃料を使用する対象火気設備、器具等の離隔距離の特例 固体燃料を使用する対象火気設備、器具等の離隔距離にあっては、第三に定める距離によるほか、当該対象火気設備、器具等に、最大投入量まで固体燃料を投入して、当該燃料の重量が、最大投入量の重量に二分の一を乗じて得た重量まで減少するまで燃焼させることを一サイクルとして五回繰り返す試験を行い、当該試験において、四以上のサイクルで近接する可燃物の表面温	第三　離隔距離の決定 対象火気設備、器具等の離隔距離は、次の各号に定める距離のうち、いずれか長い距離とする。 一　通常燃焼時において、近接する可燃物の表面の温度上昇が定常状態に達したときに、当該可燃物の表面温度が許容最高温度を超えない距離又は当該可燃物に引火しない距離のうちいずれか長い距離 二　異常燃焼時において、対象火気設備、器具等の安全装置が作動するまで燃焼が継続したときに、近接する可燃物の表面温度が許容最高温度を超えない距離又は当該可燃物に引火しない距離のうちいずれか長い距離。ただし、対象火気設備、器具等が安全装置を有しない場合にあっては、近接する可燃物の表面の温度上昇が定常状態に達したときに、当該可燃物の表面温度が許容最高温度を超えない距離又は当該可燃物に引火しない距離のうちいずれか長い距離 第五　固体燃料を使用する対象火気設備、器具等の離隔距離の特例 固体燃料を使用する対象火気設備、器具等の離隔距離にあっては、第三に定める距離によるほか、当該対象火気設備、器具等に、最大投入量まで固体燃料を投入して、当該燃料の重量が、最大投入量の重量に二分の一を乗じて得た重量まで減少するまで燃焼させることを一サイクルとして五回繰り返す試験を行い、当該試験において、四以上のサイクルで近接する可燃物の表面温

度が許容最高温度を超えない距離又は当該可燃物に引火しない距離のうちいずれか長い距離（簡易サウナ設備にあっては、いずれか短い距離）とすることができる。この場合において、当該試験の運用上の注意は、第四第一号及び第二号によるほか、次の各号に定めるものとする。 ［一～三　略］	度が許容最高温度を超えない距離又は当該可燃物に引火しない距離のうちいずれか長い距離とすることができる。この場合において、当該試験の運用上の注意は、第四第一号及び第二号によるほか、次の各号に定めるものとする。 ［一～三　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この告示は、令和八年三月三十一日から施行する。

○環境省告示第八十二号

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律施行規則（令和七年環境省令第二十二号）第三十二条の規定に基づき、特に高度な技術を用いた有用なものの分離及び再生部品又は再生資源の回収を行う再資源化の実施が見込まれるものとして環境大臣が定める廃棄物を次のように定める。

令和七年十一月十二日　環境大臣　石原　宏高

特に高度な技術を用いた有用なものの分離及び再生部品又は再生資源の回収を行う再資源化の実施が見込まれるものとして環境大臣が定める廃棄物

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律施行規則第三十二条の環境大臣が定める廃棄物は、次のとおりとする。

一　廃太陽電池（太陽電池又はその附属品が廃棄物となったものをいう。）

二　廃リチウム蓄電池等（リチウム蓄電池若しくはリチウム蓄電池を使用している製品が廃棄物となったもの又はこれらを処分するために処理したものをいう。）

三　廃ニッケル水素蓄電池等（ニッケル水素蓄電池若しくはニッケル水素蓄電池を使用している製品が廃棄物となったもの又はこれらを処分するために処理したものをいう。）

附　則

第一条　この告示に定める廃棄物については、国内におけるその発生量の増加又は増加の見込みに関する状況、通常のその再資源化の実施の工程に用いられる技術と比して再生部品又は再生資源の効率的な回収ができると認められる技術の活用の状況、社会の要請等を勘案して、必要に応じ見直しを行うものとする。

第二条　この告示は、令和七年十一月二十一日から施行する。

○環境省告示第八十三号

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律施行令（令和七年政令第三号）第六条第二号ロの規定に基づき、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律施行令に基づく環境大臣の定める焼却の方法を次のように定める。

令和七年十一月十二日　環境大臣　石原　宏高

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律施行令に基づく環境大臣の定める焼却の方法

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律施行令第六条第二号ロの規定に基づく環境大臣の定める焼却の方法は、次のとおりとする。

一　煙突の先端以外から燃焼ガスが排出されないように焼却すること。

二　煙突の先端から火炎又は日本産業規格Ｄ八〇〇四に定める汚染度が二十五パーセントを超える黒煙が排出されないように焼却すること。

三　煙突から焼却灰及び未燃物が飛散しないように焼却すること。

附　則

この告示は、令和七年十一月二十一日から施行する。

○環境省告示第八十四号

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律施行令（令和七年政令第三号）第六条第二号ハの規定に基づき、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律施行令に基づく環境大臣の定める熱分解の方法を次のように定める。

令和七年十一月十二日　環境大臣　石原　宏高

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律施行令に基づく環境大臣の定める熱分解の方法

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律施行令（以下「令」という。）第六条第二号ハに規定する環境大臣が定める熱分解の方法は、炭化水素油又は炭化物を生成する場合にあっては、次のとおりとする。

一　排出口以外から処理に伴って生じたガスが排出されないように熱分解を行うこと。

二　排出口から処理に伴って生じた残さが飛散しないように熱分解を行うこと。

三　処理に伴って生じたガスのうち炭化水素油として回収されないガスを燃焼させる場合（処理した産業廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十四条第一項に規定する産業廃棄物をいう。以下同じ。）の重量、生成された炭化水素油の重量及び処理に伴って生じた残さの重量を定期的に測定し、通常の操業状態において生成される炭化水素油の重量が、処理した産業廃棄物の重量に対し四十パーセント以上であり、かつ、処理に伴って生じたガスのうち炭化水素油として回収されないガスの重量が、処理した産業廃棄物の重量に対し二十五パーセント以下である場合（再生利用を目的として炭化水素油を生成するものに限る。）にあっては、排出口から火炎又は日本産業規格Ｄ八〇〇四に定める汚染度が二十五パーセントを超える黒煙が排出されないようにすること。

四　処理に伴って生じたガスを生活環境の保全上支障が生じないように処理した後、排出すること。

2　令第六条第二号ハに規定する環境大臣が定める熱分解の方法は、前項以外の場合にあっては、同項第一号及び第二号の規定の例による。

附　則

この告示は、令和七年十一月二十一日から施行する。

○環境省告示第八十五号

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律施行規則（令和七年環境省令第二十二号）第三十三条第十号、第三十六条第二号、第三十七条第五号、第三十八条第三号及び第五十一条第二号の規定に基づき、廃太陽電池に係る処分の基準等を次のように定める。

令和七年十一月十二日　環境大臣　石原　宏高

廃太陽電池に係る処分の基準等

（廃太陽電池の処分を行う高度分離・回収事業計画に添付すべき書類）

第一条　廃太陽電池（特に高度な技術を用いた有用なものの分離及び再生部品又は再生資源の回収を行う再資源化の実施が見込まれるものとして環境大臣が定める廃棄物（令和七年十一月環境省告示第八十二号）第一号で規定する廃太陽電池をいう。以下同じ。）に係る資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第三十三条第十号の規定により環境大臣が定める書類は、次のとおりとする。

一　廃太陽電池の処理に係る処分の用に供する施設の処理の原理の概要を説明した書類

二　廃太陽電池の処理により得られるガラスについて、板ガラスの原料として使用することができる品質を満たす旨の評価を受けたことを示す資料

三　当該処分の用に供する施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類

四　熱分離（熱分解により廃太陽電池に使用される有機物を選択的に処理し、板ガラスの原料として使用可能な品質や性状を有する状態でガラスの分離を行うことをいう。以下同じ。）を行う場合にあっては、施設への廃太陽電池の投入から処理の完了までの炭素の物質収支を示した資料

五　その他必要な書類

（廃太陽電池の処分を行う高度分離・回収事業計画の記載事項）

第二条　廃太陽電池に係る規則第三十六条第二号の規定により環境大臣が定める事項は、次のとおりとする。

一　処理する廃太陽電池の種類及び性状

二　処理する廃太陽電池の附属品の種類

三　廃棄物の処分の用に供する施設の維持管理に関する計画

四　申請者が第四条第一号に掲げる基準に適合する者であることの説明

（廃太陽電池の処分を行う高度分離・回収事業の内容の基準）

第三条　廃太陽電池に係る規則第三十七条第五号の規定により環境大臣が定める基準は、再資源化により得られるガラスの大部分が、板ガラスの原料として使用できる品質を確保できることとする。

（廃太陽電池の処分を行う高度分離・回収事業計画の申請者の能力に係る基準）

第四条　廃太陽電池に係る規則第三十八条第三号の規定により環境大臣が定める申請者の能力の基準は、次のとおりとする。

一　廃太陽電池の受光面に使用されるガラスの性状の確認及び管理を適切に行うことができる者であること。

二　処分の用に供する施設を次に掲げる基準に従い維持管理することができる者であること。

イ　排ガスを生ずる場合には、排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。

ロ　施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするとともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。

ハ　火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。

三　処分の用に供する施設が熱分離設備（熱分離により廃棄物を処理する設備をいう。以下同じ。）である場合には、前号に定めるもののほか、次に掲げる基準に従い当該施設の維持管理をすることができる者であること。

イ　煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二条第一項に規定するダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第六条第二項に規定するばい煙量及び同項に規定するばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素、窒素酸化物、弗素、弗化水素及び弗化珪素に係るものに限る。）を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。

ロ　排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。

ハ　煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。

（廃太陽電池の処分を行う高度分離・回収事業計画の処分の用に供する施設に係る基準）

第五条　廃太陽電池に係る規則第三十八条第三号の規定により環境大臣が定める施設の基準は、熱分離により処理する方法にあっては、次の要件を備えた熱分離設備が設けられていることとする。

一　分離するガラスに付着している有機物の大部分を除去し、かつ、その他有用なものの分離を行う構造のものであること。

二　処理に伴って生じたガスを摂氏八百度以上の温度を保ちつつ、二秒以上滞留できるものであること。

三　煙突から排出される排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備が設けられていること。

（廃太陽電池に係る処分の基準に係る環境大臣が定める方法）

第六条　廃太陽電池に係る規則第五十一条第二号の先進的な産業廃棄物の処理に関する技術を勘案して、生活環境の保全のために環境大臣が定める方法は、廃太陽電池の熱分解を行う場合にあっては、次のとおりとする。

一　熱分離を行う場合にあっては、次に掲げる構造を有する熱分離設備を用いること。

イ　熱分離を行うのに必要な温度及び圧力を適正に保つことができるものであること（圧力については、加圧を行う場合に限る。ロについて同じ。）。

ロ　熱分離室内の温度及び圧力を定期的に測定できる構造のものであること。

ハ　処理に伴って生じたガスを適正に処理することができるものであること。

二　熱分離を行う場合にあっては、前号に定める熱分離設備を用いて次に掲げる方法により行うこと。

イ　排出口以外から処理に伴って生じたガスが排出されないように熱分離を行うこと。

ロ　排出口から処理に伴って生じた残さが飛散しないように熱分離を行うこと。

ハ　処理に伴ってガスを燃焼させる場合にあっては、排出口から火炎又は日本産業規格Ｄ八〇〇四に定める汚染度が二十五パーセントを超える黒煙が排出されないようにすること。

ニ　処理に伴って生じたガスを生活環境の保全上支障が生じないように処理した後、排出すること。

附　則

この告示は、令和七年十一月二十一日から施行する。

○環境省告示第八十六号

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和六年法律第四十一号）の施行に伴い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第三条第二号ロの規定に基づき、環境大臣が定める熱分解の方法の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年十一月十二日

環境大臣　石原　宏高

環境大臣が定める熱分解の方法の一部を改正する告示

環境大臣が定める熱分解の方法（平成十七年一月環境省告示第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第三条第二号ロに規定する環境大臣が定める熱分解の方法は、次のとおりとする。 一　炭化水素油又は炭化物を生成する場合にあっては、次に掲げる方法による。 イ～ニ　（略） 二　資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和六年法律第四十一号）第十七条第三項に定める認定高度分離・回収事業計画に記載された廃棄物の処分の用に供する施設の設備である場合に	（新規） 一　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第三条第二号ロに規定する環境大臣が定める熱分解の方法は、炭化水素油又は炭化物を生成する場合にあっては、次のとおりとする。 イ～ニ　（略） （新規）

あっては、廃太陽電池に係る処分の基準等（令和七年十一月環境省告示第八十五号）第六条に規定する方法による。

三　前二号以外の場合にあっては、第一号イ及びロの規定の例による。

二　令第三条第二号ロに規定する環境大臣が定める熱分解の方法は、前号以外の場合にあっては、同号イ及びロの規定の例による。

附　則

この告示は、令和七年十一月二十一日から施行する。

○環境省告示第八十七号

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律施行規則（令和七年環境省令第二十二号）第六十七条及び第七十一条の規定に基づき、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律施行規則第六十七条及び第七十一条の規定に基づき環境大臣が指定する電子計算機を次のように定める。

令和七年十一月十二日　環境大臣　石原　宏高

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律施行規則第六十七条及び第七十一条の規定に基づき環境大臣が指定する電子計算機

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律施行規則第六十七条及び第七十一条に規定する環境大臣が指定する電子計算機は、産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（平成四年法律第六十二号）第十六条第一項の規定により指定された産業廃棄物処理事業振興財団が運用する電子計算機であって、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和六年法律第四十一号）第三十八条の規定による報告及び同法第四十条の規定による公表に係る情報を処理するための環境大臣の使用に係るものとする。

附　則

この告示は、令和七年十一月二十一日から施行する。

○環境省告示第八十八号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十八条の八の二第一項の規定に基づき、再資源化事業等の高度化に著しく資するものとして環境大臣が財務大臣と協議して指定する機械及び装置並びに器具及び備品を次のように定めたので告示する。

令和七年十一月十二日　環境大臣　石原　宏高

租税特別措置法施行令第二十八条の八の二第一項に規定する再資源化事業等の高度化に著しく資するものとして環境大臣が財務大臣と協議して指定する機械及び装置並びに器具及び備品（以下「機械等」という。）は、次のとおりとする。

一　廃プラスチック類高度選別設備（次に掲げる選別方法により、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）から、その全部又は一部の要素として含まれる廃プラスチック類を再資源化（資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和六年法律第四十一号。以下「再資源化事業等高度化法」という。）第二条第一項に規定する再資源化をいう。以下同じ。）が可能となるように選別する機械等をいう。）

イ　光学選別

ロ　湿式比重選別

ハ　静電選別

二　廃プラスチック類熱分解設備（熱分解（物を処分するために、燃焼を伴わずに加熱により分解することをいう。）により、廃プラスチック類から炭化水素油又は炭化物を生成する機械等をいう。）

三　廃プラスチック類高度分析設備（次に掲げる分析方法により、廃プラスチック類又は廃プラスチック類の再資源化により得られる再生部品（再資源化事業等高度化法第四条第二項に規定する再生部品をいう。以下同じ。）若しくは再生資源（同項に規定する再生資源をいう。以下同じ。）の性状を分析する機械等をいう。）

イ　赤外線分光分析法

ロ　核磁気共鳴法

ハ　X線分析法

ニ　示差熱分析法

四　金属スクラップ高度選別設備（次に掲げる選別方法により、廃棄物から、その全部又は一部の要素として含まれる金属スクラップを再資源化が可能となるように選別する機械等をいう。）

イ　光学選別

ロ　湿式比重選別

五　金属スクラップ高度分析設備（次に掲げる分析方法により、金属スクラップ又は金属スクラップの再資源化により得られる再生部品若しくは再生資源の性状を分析する機械等をいう。）

イ　核磁気共鳴法

ロ　X線分析法

ハ　ICP発光分析法

六　廃太陽電池高度分離・回収設備（次に掲げる分離方法により、廃太陽電池から、ガラスを再資源化が可能となるように分離する機械等をいう。）

イ　熱分解処理

ロ　ホットナイフ処理

七　廃太陽電池高度分析設備（次に掲げる分析方法により、廃太陽電池又は廃太陽電池の再資源化により得られる再生部品若しくは再生資源の性状を分析する機械等をいう。）

イ　赤外線分光分析法

ロ　核磁気共鳴法

ハ　X線分析法

八　廃石膏ボード高度分析設備（廃石膏ボードから石膏の原材料を分離、焼成又は結晶化する機械等をいう。）

九　廃石膏ボード再資源化設備（廃石膏ボードから石膏の原材料を分離、焼成又は結晶化する機械等をいう。）

イ　X線分析法

ロ　示差熱分析法

十　廃油水素化処理設備（廃油の全部又は一部を再生資源とするために水素化処理を行う機械等をいう。）

十一　廃油高度分析設備（次に掲げる分析方法により、廃油又は廃油の再資源化により得られる再生資源の性状を分析する機械等をいう。）

イ　赤外線分光分析法

ロ　X線分析法

ハ　示差熱分析法

十二　紙おむつ再資源化設備（使用済紙おむつの全部又は一部を再生部品又は再生資源とするために洗浄し、又は分解する機械等をいう。）

十三　紙おむつ高度分析設備（次に掲げる分析方法により、使用済紙おむつ又は使用済紙おむつの再資源化により得られる再生部品若しくは再生資源の性状を分析する機械等をいう。）

イ　赤外線分光分析法

ロ　核磁気共鳴法

ハ　X線分析法

ニ　示差熱分析法

十四　ガラスくず高度分析設備（次に掲げる分析方法により、ガラスくず又はガラスくずの再資源化により得られる再生部品若しくは再生資源の性状を分析する機械等をいう。）

イ　核磁気共鳴法

ロ　X線分析法

十五　繊維くず高度分析設備（次に掲げる分析方法により、繊維くず又は繊維くずの再資源化により得られる再生部品若しくは再生資源の性状を分析する機械等をいう。）

イ　赤外線分光分析法

ロ　X線分析法

附　則

この告示は、令和七年十一月二十一日から施行する。

公　告

諸　事　項

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を農林水産省経営局長に提出されたい。

令和７年11月12日

農林水産大臣　鈴木　憲和

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
北海道紋別郡湧別町川西1057番８ 用悪水路　15㎡	新谷　泰造 北海道網走市南五条東一丁目	公共利用計画あり 現況：道路
北海道足寄郡足寄町芽登6788番 公衆用道路 9.20㎡	氏名不詳 住所不詳	公共利用計画あり 現況：道路敷地
北海道函館市鶴野町378番２ 原野　42㎡	銭亀沢村	公共利用計画あり 現況：原野
北海道函館市鶴野町378番３ 原野　12㎡		公共利用計画あり 現況：原野
北海道函館市鶴野町379番２ 原野　35㎡		公共利用計画あり 現況：原野
北海道函館市鶴野町387番 公衆用道路 2,704㎡		公共利用計画あり 現況：道路
北海道函館市鶴野町388番２ 原野　145㎡		公共利用計画あり 現況：原野
北海道函館市鶴野町389番２ 原野　14㎡		公共利用計画あり 現況：原野
北海道函館市鶴野町390番２ 原野　55㎡		公共利用計画あり 現況：原野
北海道函館市鶴野町413番２ 公衆用道路 701㎡		公共利用計画あり 現況：道路
北海道函館市鶴野町413番３ 公衆用道路 724㎡		公共利用計画あり 現況：道路
北海道函館市鶴野町417番 公衆用道路 702㎡		公共利用計画あり 現況：道路

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を東北農政局長に提出されたい。

令和７年11月12日

農林水産大臣　鈴木　憲和

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
秋田県由利本荘市薬師堂字中道239番２ 公衆用道路 50㎡ （買収時：秋田県由利郡子吉村薬師堂字中道239番田　１反９歩）	佐藤　孝一 秋田県由利郡子吉村薬師堂字堂ノ下15番地	公共利用計画あり
秋田県由利本荘市薬師堂字中道265番２ 公衆用道路 50㎡ （買収時：秋田県由利郡子吉村薬師堂字中道265番２田　15歩）	佐藤　久 秋田県由利郡子吉村薬師堂字堂ノ下59番地	公共利用計画あり
山形県鶴岡市羽黒町手向字薬師沢198番382 公衆用道路 676㎡ （買収時：山形県東田川郡手向村字薬師沢198の382畑　１反15歩）	東田川郡手向村、藤島町、渡前村、東栄村、泉村 住所不詳	公共利用計画あり
福島県白河市北堀切30番４ 雑種地　70㎡ （買収時：福島県西白河郡白河町字北堀切30番　田　３反５畝４歩）	藤田彌五兵衛 福島県西白河郡白河町字二番町46番地	
福島県双葉郡川内村大字下川内字山梨作501番５ 畑　1,388㎡ （買収時：福島県双葉郡川内村大字下川内字山梨作501番　山林　775,608㎡）	川内村代表村長 河原　　武 福島県双葉郡川内村大字上川内字町分282番地	公共利用計画あり

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を関東農政局長に提出されたい。

令和７年11月12日

農林水産大臣　鈴木　憲和

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
栃木県矢板市山田字稲荷山958番１ 宅地　271.07㎡	氏名不詳 住所不詳	
千葉県旭市溝原字舟木内648番１ 山林　2,620㎡	菅谷　幸司 千葉県香取郡万歳村溝原601番地	

長野県飯田市南信濃和田1026番11 畑　89㎡	林　英一郎 長野県諏訪市湯ノ町	
静岡県富士宮市山宮字追平3719番278 山林　265㎡	氏名不詳 住所不詳	公共利用計画あり
静岡県富士宮市山宮字追平3719番279 山林　538㎡	氏名不詳 住所不詳	
静岡県磐田市富士見台20番８ 畑　783㎡ （買収時：静岡県磐田郡御厨村大字見付字向荒子16番１）	江塚　忠一、山田源次郎 静岡県磐田郡御厨村	

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を北陸農政局長に提出されたい。

令和７年11月12日

農林水産大臣　鈴木　憲和

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
新潟県岩船郡関川村大字湯沢1949番 山林　314㎡	氏名不詳 住所不詳	公共利用計画あり

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を東海農政局長に提出されたい。

令和７年11月12日

農林水産大臣　鈴木　憲和

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
愛知県小牧市大字大草字五反田2245番 原野　66㎡	氏名不詳 住所不詳	

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を中国四国農政局長に提出されたい。

令和７年11月12日

農林水産大臣　鈴木　憲和

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
鳥取県米子市三本松１丁目1134番７ 畑　148㎡	名島嘉吉郎 米子市博労町１丁目31番地	
愛媛県新居浜市立川町432番２ 畑　130㎡	㈱住友本社 大阪府大阪市東区北浜五丁目22番地	
愛媛県新居浜市立川町432番３ 畑　37㎡		

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を九州農政局長に提出されたい。

令和７年11月12日

農林水産大臣　鈴木　憲和

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
熊本県上益城郡山都町入佐字下山中3304番 山林　511㎡	甲斐鹿太郎 熊本県上益城郡浜町	
熊本県阿蘇郡高森町大字野尻字上蜂窪2176番 山林　1,829㎡	野尻　盛人 熊本県阿蘇郡野尻村大字野尻	

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

免責許可決定

小規模個人再生による再生計画認可

なお、当該農事組合法人が本日から２箇月以内に、その届出をせず、また、当該農事組合法人に関する登記がされないときは、当該農事組合法人は、その期間の満了の時に解散したものとみなされる。

令和７年11月12日

千葉県知事　熊谷　俊人

記

農事組合法人佐倉市南部営農組合

千葉県佐倉市下勝田426番地

農事組合法人東園組合

千葉県長生郡一宮町一宮1234番地

農事組合法人南総えころじー

千葉県南房総市千倉町瀬戸2416番地

農事組合法人房州じゃんぼ

千葉県南房総市和田町黒岩51番地

農事組合法人旭北部施設園芸組合

千葉県旭市入野1831番地

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十二日

北海道帯広市西十一条南十五丁目二番地

有限会社ハッピーズ

清算人　古川　俊弘

解散公告

当法人は、令和七年七月三十日社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十二日

札幌市中央区南四条西五丁目八番地八

ビル　一般社団法人札幌ｅスポーツ協会

代表清算人　大輪　和広

農業協同組合法第73条第４項で準用する法第64条の２の届出に関する公告

下記に掲げる農事組合法人であって、本日現在において、当該農事組合法人に関する登記が最後にあった日から５年を経過しているものは、事業を廃止していないときは、２箇月以内に農業協同組合法施行規則（平成17年農林水産省令第27号）第208条の２で定めるところにより、千葉県知事に、その旨の届出をされたい。

解散公告

当社は、令和七年七月三十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十二日

札幌市中央区南二条西七丁目一番五　２・７ビル二階　株式会社ｕｎｉｆｉｄｅ

代表清算人　大輪　和広

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十二日

岩手県上閉伊郡大槌町小鎚第二六地割一七二番地二　有限会社荒屋タイル店

代表清算人　荒屋　正光

解散公告

当法人は、令和七年十月十九日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十二日

宮城県亘理郡山元町つばめの杜四丁目一一番地一町営つばめの杜住宅Ｂ一三　特定非営利活動法人山元・あしたの響き

清算人　砂金　良宏

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十二日

埼玉県川口市本町二丁目三番一五号　株式会社桃林堂

代表清算人　渡邉　光幸

解散公告

当社は、令和七年十月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十二日

千葉県浦安市入船三丁目五番五号　株式会社杉山

代表清算人　杉山由美子

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十二日

千葉県浦安市猫実一丁目二〇番一〇―三〇四号　有限会社デイプス

清算人　佐々木　寛

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十二日

千葉県船橋市二子町五七三番二―一〇一号　有限会社カワムラ

清算人　河村　英雄

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年九月三十日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十二日

千葉市美浜区高洲三丁目一五番六棟二九〇二号　Ａｌｉｄａ　ＪＰ株式会社

代表清算人　山田　実花

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十二日

東京都台東区竜泉二丁目一七番一三号　有限会社水本酒店

清算人　水本　弘行

解散公告

当社は、令和七年九月二十九日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十二日

東京都中央区銀座一丁目二二番一一号銀座大竹ビジデンス二階　合同会社技術融合

清算人　高島　圭

解散公告

当社は、令和七年十月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十二日

東京都文京区白山二丁目一番一五号　有限会社イシガキ経営会計事務所

清算人　石垣　紀子

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十二日

東京都中央区銀座七丁目一三番二〇号銀座ＴＨビル九階　トレードビジネス合同会社

清算人　三木　里美

解散公告

当社は、令和七年十月十七日開催の株主総会の決議により令和七年十月二十四日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十二日

東京都渋谷区神山町七番一二号グランデュオ神山町四階　ＰＲＩＮＣＥ　ＪＡＰＡＮ株式会社

代表清算人　小島　秀利

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十二日

東京都杉並区高円寺南四丁目四一番一〇号　ＤｏｄｏＤｅｖｓ合同会社

清算人　ポストメス・ファイケ・メース

第５期決算公告　令和７年６月27日

シンガポール共和国038987、７テマセク・ブールバード#34―01、サンテック・タワー・ワン

Neste Asia Pacific Pte. Ltd.

日本における代表者　米田　尚司

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(€)
資産の部	流動資産	501,689,563
	固定資産	119,836,499
	資産合計	621,526,062
負債及び純資産の部	流動負債	261,091,047
	固定負債	93,764,035
	株主資本	266,670,980
	資本金	260,100,000
	利益剰余金	6,570,980
	負債・純資産合計	621,526,062

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十二日

東京都昭島市東町四丁目九番一一号

東和総業有限会社

清算人　原島　光夫

解散公告

当社は、令和七年十月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十二日

東京都東村山市青葉町二丁目五番一号

有限会社フィッシングクルー

清算人　武田　眞志

解散公告

当法人は、令和七年十月二十九日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十二日

東京都千代田区九段南三丁目七番七号成和綜合会計事務所内

ブルーエナジーＧＰ１一般社団法人

代表清算人　荒川　真司

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十二日

東京都千代田区神田錦町一丁目二一番一号

合同会社ＡＬＥＲＯ６７

清算人　鄭　武壽

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十二日

東京都千代田区神田錦町一丁目二一番一号

合同会社ＡＬＥＲＯ６５

清算人　鄭　武壽

解散公告

当社は、令和七年十月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十二日

東京都渋谷区宇田川町四二番二号

株式会社ＴＯＫＹＯ　ＧａｍｅＦｉ

代表清算人　山本　太郎

解散公告

当社は、令和七年九月二十九日の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十二日

東京都千代田区一番町一三番地一メトロシティ半蔵門　リンク・アイティ株式会社

代表清算人　安永　登

解散公告

当法人は解散した為、当法人に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内に申出下さい。期間内に申出がない場合清算から除斥します。

令和七年十一月十二日

東京都練馬区桜台四丁目一九番一七

一般社団法人福井アリーナプロジェクト

代表清算人　宮寺　孝典

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十二日

東京都渋谷区神宮前六丁目二三番四号桑野ビル二階

Ｃｏｓｍｅ　Ｈｕｎｔ　Ｊａｐａｎ株式会社

代表清算人　田中　隼人

解散公告

当社は、令和七年十月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十二日

東京都千代田区神田淡路町一丁目一九番地白須ビル一Ｆ　株式会社大江戸商事

代表清算人　髙澤　俊幸

解散公告

当社は、令和七年九月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十二日

東京都世田谷区下馬一丁目三三番一〇号

ラフィネ下馬三〇二

株式会社リトルハイア

代表清算人　稲佐　将大

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十二日

東京都渋谷区恵比寿一丁目四番一―七〇一号

株式会社Ｂｅａｕｔｙ　Ｆｏｏｄ

代表清算人　室谷真由美

解散公告

当社は令和七年十月三十一日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十二日

横浜市戸塚区上矢部町二八四番地八ユードリーム横濱戸塚七一四号　合同会社神田

清算人　神田　幸子

解散公告

当社は、令和七年九月三十日付の株主総会決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十二日

神奈川県藤沢市鵠沼海岸二丁目五番九号

有限会社アルファカネコ

清算人　金子恵美子

第39期決算公告　令和７年10月14日

札幌市白石区中央一条七丁目７番23号

ミドリ安全北海道株式会社

代表取締役　上野　健一

貸借対照表の要旨（令和７年７月20日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	687,840
	固定資産	7,110
	資産合計	694,951
負債及び純資産の部	流動負債	628,101
	株主資本	66,850
	資本金	20,000
	利益剰余金	46,850
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	41,850
	（うち当期純利益）	(41,607)
	負債・純資産合計	694,951

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十二日

神奈川県鎌倉市小町二丁目一〇番一八号

株式会社八重里

代表清算人　中畑由未子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十二日

川崎市多摩区登戸三四八番地

株式会社稲穂

代表清算人　森　満治

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十二日

石川県河北郡内灘町字鶴ケ丘四丁目一番地四〇

株式会社ハヤシ

代表清算人　林　隆

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十二日

岐阜県大垣市波須一丁目一〇六番地二

BPS株式会社

代表清算人　西田　智也

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十二日

岐阜県大垣市旭町三丁目八番地

有限会社あいあい

清算人　曽賀野美樹

解散公告

当組合は、令和七年十月十日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十二日

静岡県浜松市中央区三方原町四三三番地の五

浜松茶農業協同組合

代表清算人　長谷川吉朗

解散公告

当社は、解散しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十二日

愛知県犬山市大字犬山字蝶ケ坪二八番地五

株式会社アートバイオ研究所

代表清算人　森田　辰彦

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十二日

三重県松阪市伊勢寺町一九一〇番地六

有限会社岡建工

清算人　岡　一孝

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十二日

滋賀県大津市南小松一一四四番地の六

有限会社湖友建築

清算人　真下　武志

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十二日

京都市伏見区深草正覚町九番地三〇

株式会社サンセット

代表清算人　駒井　治雄

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十二日

京都府城陽市寺田東ノ口四九番地の一五

有限会社ハタナカ事務用品

清算人　畠中　吉惠

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十二日

大阪府大阪市住之江区新北島一丁目二―一

オスカードリーム五階

特定非営利活動法人スミエモ

清算人　邪答院康介

解散公告

当社は、令和七年十月三日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十二日

大阪府堺市中区土師町一丁一二番一三号

安心堂白雪姫株式会社

代表清算人　橋本　太七

解散公告

当社は、令和七年十月二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十二日

大阪府四條畷市岡山二丁目一番六八号

株式会社夏井重機建設

代表清算人　夏井　孝養

第13期決算公告　令和７年11月12日

埼玉県秩父郡長瀞町大字長瀞1158番地

株式会社藤﨑摠兵衛商店

代表取締役　竹迫　昭人

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	645
	固定資産	329
	資産合計	975
負債及び純資産の部	流動負債	47
	固定負債	559
	株主資本	368
	資本金	1
	資本剰余金	396
	その他資本剰余金	396
	利益剰余金	△28
	その他利益剰余金	△28
	（うち当期純利益）	(50)
	負債・純資産合計	975

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の書面による同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十二日

大阪市中央区上町一丁目一番二八号

プラスワンリビングハウスサービス株式会社

代表清算人　吉川　稔

解散公告

当社は、令和七年十月十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十二日

山口県周南市大字久米三二七番地四八

田代工業合同会社

清算人　井原　一夫

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十二日

佐賀県杵島郡大町町大字福母一八〇七番地

有限会社池田鉄工所

清算人　池田　忠則

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十二日

長崎市清水町二番四号

有限会社創拓エンジニアリング

清算人　中屋　恒彦

解散公告

当社は、令和五年十月十三日社員が欠けたため解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十二日

熊本県玉名市亀甲五三番地

合同会社豆塚金物店

清算人　司法書士　田中智恵美

連絡先　熊本県玉名市岱明町野口一一四七番地七

解散公告

当社は、令和七年十月十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十二日

大分市賀来南二丁目四番一〇号

有限会社松山建設

清算人　河野　順一

解散公告

当社は、令和七年十月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十二日

大分県臼杵市大字江無田一四七九番地の三

有限会社足立住建

清算人　足立　泰雄

解散公告

当社は、令和七年十月二十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十二日

大分県佐伯市大字石間浦七三五番地三

有限会社山下紙工所

清算人　山下サカヱ

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十二日

宮崎県日南市岩崎二丁目四番二一号

株式会社シーアンドシー

代表清算人　山口日登美

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十二日

沖縄県石垣市字登野城五一〇番地

有限会社八重山不動産

清算人　上原　恵子

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年十月十七日責任役員の全員の同意により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十二日

北海道帯広市西十六条南六丁目六番四号

宗教法人神明神社敬神恵紘会

清算人　山根　仁

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年十月十七日大分地方裁判所の解散命令確定により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十二日

大分市大字原一〇三八番地

神理教日岡稲荷教会

清算人　安藤　恭子

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年五月三十一日開催の臨時社員総会の決議並びに令和七年九月二十二日さいたま市長の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年十一月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十二日

埼玉県さいたま市北区土呂町一丁目二三番地四

医療法人田中内科小児科医院

清算人　田中　正顕

解散公告（第二回）

当法人は、社員の欠亡により、令和七年十一月四日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年十一月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十二日

大阪府箕面市小野原東六丁目二四番三号

医療法人アクティブ小野原東診療所

清算人　木下　忠康

第31期決算公告

令和７年７月28日

佐賀県伊万里市松島町408番地30

アイ・セレモニー株式会社

代表取締役　木下　幹朗

貸借対照表の要旨　（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	322,299	流動負債	110,001
		（うち賞与引当金）	(7,133)
固定資産	471,671	固定負債	292,792
		（退職給付引当金）	(1,060)
		（役員退職慰労引当金）	(26,493)
		（ポイント引当金）	(88,863)
		株主資本	391,176
		資本金	50,000
		利益剰余金	341,176
		利益準備金	12,500
		その他利益剰余金	328,676
		（うち当期純利益）	(91,167)
資産合計	793,970	負債・純資産合計	793,970

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年八月二十二日、福島地方裁判所白河支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十一月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十二日

福島県白河市東前町一〇番地
宗教法人実行教伏見稲荷教会
清算人　弁護士　宮本　雅司
連絡先　〇二四八―二七―二二八三
弁護士法人宮本法律事務所

解散公告（第三回）

当組合は、令和七年九月三十日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十一月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十二日

三重県鈴鹿市三宅町三七四番地の四
農事組合法人津西部畜産組合
清算人　中尾　教昭

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年五月五日開催の社員総会の決議並びに鳥取県知事の認可により、令和七年八月二十五日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年十一月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十二日

鳥取県鳥取市材木町一五二番地
医療法人福田整形外科医院
清算人　福田　佳弘

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年九月十九日松山地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年十一月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十一月十二日

松山市大字石手六〇四番地　靈覚寺
清算人　山口　直樹

第10期決算公告

令和7年11月12日

仙台市青葉区中央三丁目3番3号三丸ビル3階
エーアイシルク株式会社
代表取締役　岡野　秀生

貸借対照表の要旨
（令和7年5月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	180,408	流動負債	30,921
固定資産	117,927	固定負債	32,200
繰延資産	1,095	株主資本	232,735
		資本金	99,000
		資本剰余金	457,219
		資本準備金	457,219
		利益剰余金	△323,484
		その他利益剰余金	△323,484
		（うち当期純損失）	(237,912)
		新株予約権	3,575
資産合計	299,432	負債・純資産合計	299,432

第10期決算公告　令和７年10月17日
東京都中央区日本橋本町二丁目３番４号
日本材料技研株式会社
代表取締役　浦田　興優
貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	283
	固定資産	460
	合計	743
負債及び純資産の部	流動負債	18
	固定負債	327
	株主資本	398
	資本金	100
	資本剰余金	200
	資本準備金	100
	その他資本剰余金	100
	利益剰余金	98
	その他利益剰余金	98
	（うち当期純利益）	(32)
	合計	743

第23期決算公告
令和７年11月６日
東京都中央区銀座四丁目２番15号
株式会社和光エンタープライズ
代表取締役　柳澤　眞人
貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	126,074
	固定資産	65,319
	合計	191,393
負債及び純資産の部	流動負債	21,589
	固定負債	0
	株主資本	169,804
	資本金	10,000
	利益剰余金	159,804
	利益準備金	1,940
	その他利益剰余金	157,864
	（うち当期純利益）	(17,855)
	合計	191,393

第13期決算公告
令和７年11月12日
東京都渋谷区道玄坂一丁目12－１
渋谷マークシティW22Ｆ
audiokinetic株式会社
代表取締役
マーティン・エイチ・クライン
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	219,491
	固定資産	14,188
	資産合計	233,679
負債及び純資産の部	流動負債	267,543
	固定負債	2,330
	株主資本	△36,194
	資本金	1,000
	利益剰余金	△37,194
	その他利益剰余金	△37,194
	（うち当期純利益）	(6,652)
	負債・純資産合計	233,679

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和７年11月12日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

Ｂ　①株式会社オフィスＥＭＳ　②第３種旅行業　③北海道知事登録旅行業第３－726号　④株式会社オフィスＥＭＳ　札幌市中央区南２条西７丁目６番地２　代表取締役　福田智年　⑤本社営業所　札幌市中央区南２条西７丁目６番地２　⑥平成29年８月22日　⑧令和７年10月15日　⑩300万円　⑪北海道知事　⑫札幌市中央区南２条西７丁目６番地２　株式会社オフィスＥＭＳ　代表取締役　福田智年

①有限会社醍醐　②京都府知事(3)3445　③取締役　飯田千恵子　④京都府京都市伏見区桃山毛利長門東町34番地67　⑤1000万円　⑥京都府知事　⑦京都府京都市伏見区桃山毛利長門東町34番地67　有限会社醍醐　取締役　飯田千恵子

①丸建道路株式会社　②岡山県知事(1)第6022号　③代表取締役　佐藤一弥　④岡山県岡山市南区藤田1829　⑤1000万円　⑥岡山県知事　⑦岡山県岡山市南区藤田1829　丸建道路株式会社　代表取締役　佐藤一弥

（仮称）西久慈風力発電事業に係る対象事業の実施引継ぎの公表

環境影響評価法第三条の九第一項第三号及び環境影響評価法施行規則第一条の四の規定に基づき、対象事業の実施について他の者に引き継いだので、左記のとおり公表する。

一、引き継ぎ前の事業者の氏名及び住所

事業者の名称

インベナジー・ウインド合同会社

代表者の氏名

代表社員　インベナジー・インターナショナル・ホールディングス・エル・エル・シー

職務執行者　大屋　昌之

主たる事務所の所在地

東京都千代田区永田町二丁目一一番一号

二、引き継ぎ前の対象事業の名称、種類及び規模

（仮称）西久慈風力発電事業

風力発電所設置事業

発電設備出力

最大四十三万九千二百キロワット

風力発電機の台数

最大七十二基

三、法第三条の九第一項各号のいずれかに該当することとなつた旨及び該当した号

当社は、対象事業の実施を西久慈ウインド合同会社へ引き継ぎましたので、環境影響評価法第三条の九第一項第三号に該当することとなりました。

四、引き継ぎにより新たに事業者となつた者の氏名及び住所

事業者の名称　西久慈ウインド合同会社

代表者の氏名

代表社員　インベナジー・ウインド合同会社

職務執行者　大屋　昌之

主たる事務所の所在地

東京都千代田区永田町二丁目一一番一号

令和七年十一月十二日

第１期決算公告

令和７年６月12日
東京都府中市宮西町二丁目８番地の３
野口ビル２階
株式会社まちづくり府中
代表取締役　槇ヶ垰俊一

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	49,046
	固定資産	2,549
	資産合計	51,595
負債及び純資産の部	流動負債	25,402
	固定負債	2,805
	株主資本	23,388
	資本金	12,000
	利益剰余金	11,388
	その他利益剰余金	11,388
	（うち当期純利益）	(11,388)
	負債・純資産合計	51,595

第37期決算公告

令和７年９月29日
東京都千代田区内神田二丁目14番４号
株式会社電気化学システムズ
代表取締役　浦田　興優

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	80,755
	固定資産	6,049
	合計	86,805
負債及び純資産の部	流動負債	11,899
	固定負債	4,885
	株主資本	70,019
	資本金	20,000
	利益剰余金	110,019
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	105,019
	（うち当期純損失）	(34,665)
	自己株式	△60,000
	合計	86,805

第32期決算公告

令和７年９月29日
東京都中央区日本橋本町二丁目３番４号
株式会社エムアンドシー
代表取締役　浦田　興優

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	143,324
	固定資産	14,981
	合計	158,305
負債及び純資産の部	流動負債	68,686
	固定負債	24,167
	株主資本	65,452
	資本金	35,000
	資本剰余金	25,000
	資本準備金	25,000
	利益剰余金	5,452
	その他利益剰余金	5,452
	（うち当期純利益）	(28,828)
	合計	158,305

第10期決算公告

令和７年５月31日
東京都渋谷区代々木二丁目２番１号
アルティウスリンク・グローバル
シェアードサービス株式会社
代表取締役　小川　総

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	465,049
	固定資産	142,779
	資産合計	607,828
負債及び純資産の部	流動負債	585,802
	固定負債	316,874
	負債合計	902,677
	株主資本	△294,849
	資本金	22,000
	利益剰余金	△316,849
	その他利益剰余金	△316,849
	（うち当期純損失）	(19,744)
	純資産合計	△294,849
	負債・純資産合計	607,828

第９期決算公告

令和７年３月30日
東京都渋谷区代々木二丁目２番１号
アルティウスリンク・グローバル
シェアードサービス株式会社
代表取締役　小川　総

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	290,714
	固定資産	172,072
	資産合計	462,786
負債及び純資産の部	流動負債	365,295
	固定負債	370,131
	負債合計	735,426
	株主資本	△272,639
	資本金	22,000
	利益剰余金	△294,639
	その他利益剰余金	△294,639
	（うち当期純損失）	(79,033)
	純資産合計	△272,639
	負債・純資産合計	462,786

第４期決算公告

令和７年11月12日
東京都中央区銀座八丁目６番25号３階
ｙｏｕｓｕａｌ株式会社
代表取締役　緒方　征弘

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	48,931
	固定資産	17,752
	資産合計	66,684
負債及び純資産の部	流動負債	9,070
	固定負債	25,205
	株主資本	32,409
	資本金	7,000
	利益剰余金	25,409
	その他利益剰余金	25,409
	（うち当期純損失）	(10,191)
	負債・純資産合計	66,684

第11期決算公告

令和７年11月12日

東京都港区虎ノ門一丁目２番６号

ナヌクリーシング株式会社

代表取締役　栗山　幸浩

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,357
	合計	3,357
負債及び純資産の部	株主資本	3,357
	資本金	6,000
	利益剰余金	△2,642
	（その他利益剰余金）	(△2,642)
	合計	3,357

㈱　当期純損失　177千円

第12期決算公告

令和７年11月12日
東京都港区虎ノ門一丁目２番６号
シアンリーシング株式会社
代表取締役　栗山　幸浩

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,359,603
	固定資産	0
	合計	2,359,603
負債及び純資産の部	流動負債	671,370
	固定負債	1,967,766
	株主資本	△50,884
	資本金	3,000
	利益剰余金	△53,884
	（その他利益剰余金）	(△53,884)
	評価・換算差額等	△228,648
	（繰延ヘッジ損益）	(△228,648)
	合計	2,359,603

㈱　当期純利益　20,598千円

第11期決算公告

令和７年11月12日

東京都港区虎ノ門一丁目２番６号

ラリマーリーシング株式会社

代表取締役　栗山　幸浩

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	204
	合計	204
負債及び純資産の部	株主資本	204
	資本金	3,000
	利益剰余金	△2,795
	（その他利益剰余金）	(△2,795)
	合計	204

㈱　当期純損失　195千円

第８期決算公告

令和７年11月12日
東京都港区虎ノ門一丁目２番６号
コーズウェイリーシング株式会社
代表取締役　栗山　幸浩

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,906,406
	固定資産	1,933,442
	合計	5,839,849
負債及び純資産の部	流動負債	938,403
	固定負債	5,987,787
	株主資本	3,000
	資本金	5,000
	利益剰余金	△1,999
	（その他利益剰余金）	(△1,999)
	評価・換算差額等	△1,089,342
	（繰延ヘッジ損益）	(△1,089,342)
	合計	5,839,849

㈱　当期純損失　257千円

第９期決算公告

令和７年11月12日
東京都港区虎ノ門一丁目２番６号
ドルフィーリーシング株式会社
代表取締役　栗山　幸浩

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,408,027
	固定資産	439,199
	合計	2,847,227
負債及び純資産の部	流動負債	678,858
	固定負債	2,715,447
	株主資本	2,629
	資本金	5,000
	利益剰余金	△2,370
	（その他利益剰余金）	(△2,370)
	評価・換算差額等	△549,707
	（繰延ヘッジ損益）	(△549,707)
	合計	2,847,227

㈱　当期純損失　257千円

新設分割のお知らせ

当社は、新設分割により新設する関電ファシリティーズコンストラクション株式会社（住所大阪市中央区城見二丁目一番六一号）に対して、当社の建設業許可に係る事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたのでお知らせします。

効力発生日は令和八年四月一日です。

なお、当社から関電ファシリティーズコンストラクション株式会社に対する債務の承継は、重畳的債務引受の方法によるものとします。

令和七年十一月十二日
大阪市中央区城見一丁目三番七号
関電ファシリティーズ株式会社
代表取締役社長　近藤　忠司

第 20 期 決 算 公 告

令和７年11月12日

東京都港区六本木一丁目６番１号
泉ガーデンタワー38階
ヘイズ・リソース・マネージメント・ジャパン株式会社
代表取締役　征　　魏

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	47,074,420
	資産合計	**47,074,420**
負純債資産及のび部	株主資本	47,074,420
	資本金	2,500,000
	利益剰余金	44,574,420
	その他利益剰余金	44,574,420
	（うち当期純利益）	(0)
	負債・純資産合計	**47,074,420**

第１期決算公告

令和７年11月12日

東京都港区虎ノ門一丁目２番６号

スピネルリーシング２株式会社

代表取締役　栗山　幸浩

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,704
	合計	**4,704**
負純債資産及のび部	株主資本	4,704
	資本金	5,000
	利益剰余金	△295
	（その他利益剰余金）	(△295)
	合計	**4,704**

(注)　当期純損失　295千円

第１期決算公告

令和７年11月12日

東京都港区虎ノ門一丁目２番６号

スピネルリーシング１株式会社

代表取締役　栗山　幸浩

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,701
	合計	**4,701**
負純債資産及のび部	株主資本	4,701
	資本金	5,000
	利益剰余金	△298
	（その他利益剰余金）	(△298)
	合計	**4,701**

(注)　当期純損失　298千円

第 1 期 決 算 公 告

令和７年11月12日

東京都千代田区大手町二丁目３番２号
サミット森空株式会社
代表取締役　堀井　博史

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	90,000
	資産合計	**90,000**
負純債資産及のび部	流動負債	15
	株主資本	89,985
	資本金	45,000
	資本剰余金	45,000
	資本準備金	45,000
	利益剰余金	△15
	その他利益剰余金	△15
	（うち当期純損失）	(15)
	負債・純資産合計	**90,000**

第 36 期 決 算 公 告

令和７年11月12日

東京都港区東新橋二丁目12番１号
株式会社長谷川建築企画
代表取締役　川上聡一朗

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	171,184
	固定資産	20,518
	資産合計	**191,702**
負純債資産及のび部	流動負債	158,295
	賞与引当金	4,916
	固定負債	15,624
	株主資本	17,783
	資本金	10,000
	利益剰余金	7,783
	その他利益剰余金	7,783
	（うち当期純利益）	(10,617)
	負債・純資産合計	**191,702**

第 35 期 決 算 公 告

令和７年11月12日

東京都港区東新橋二丁目12番１号
株式会社ジャトル
代表取締役　川上聡一朗

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	45,926
	固定資産	8,508
	資産合計	**54,434**
負純債資産及のび部	流動負債	6,841
	賞与引当金	275
	固定負債	14,025
	株主資本	33,568
	資本金	10,000
	利益剰余金	23,568
	その他利益剰余金	23,568
	（うち当期純利益）	(1,487)
	負債・純資産合計	**54,434**

第 3 期 決 算 公 告

令和７年11月12日

東京都港区東新橋一丁目５番２号
ビズアップホールディングス株式会社
代表取締役　吉岡　和守

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	70,807
	固定資産	1,382,116
	資産合計	**1,452,924**
負純債資産及のび部	流動負債	12,914
	株主資本	1,440,009
	資本金	305,935
	資本剰余金	1,050,396
	資本準備金	89,000
	その他資本剰余金	961,396
	利益剰余金	83,677
	その他利益剰余金	83,677
	（うち当期純利益）	(44,431)
	負債・純資産合計	**1,452,924**

第 7 期 決 算 公 告

令和７年11月12日

東京都品川区西五反田二丁目11番８号
一般社団法人
教育アライアンスネットワーク
代表理事　川端　篤

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	77
	合計	**77**
負純債資産及のび部	流動負債	9
	基金等	68
	基金	20
	利益剰余金	48
	その他利益剰余金	48
	（うち当期純利益）	(8)
	合計	**77**

第４期決算公告

令和７年９月30日

東京都千代田区三番町24－25
Applied Nanotek Japan株式会社
代表取締役　淺見　　潤

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	3,044,795
	固定資産	200,000
	繰延資産	398,179
	資産合計	**3,642,974**
負純債資産及のび部	流動負債	20,607,841
	株主資本	△16,964,867
	資本金	3,380,000
	資本剰余金	2,880,000
	資本準備金	2,880,000
	利益剰余金	△23,224,867
	その他利益剰余金	△23,224,867
	（うち当期純損失）	(3,386,090)
	負債・純資産合計	**3,642,974**

第 4 期 決 算 公 告

令和７年11月12日

東京都港区東新橋一丁目５番２号
ビズアップ人事コンサルティング株式会社
代表取締役　吉岡　和守

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	61,006
	固定資産	34,140
	資産合計	**95,147**
負純債資産及のび部	流動負債	46,138
	固定負債	20,000
	株主資本	29,008
	資本金	10,000
	利益剰余金	19,008
	その他利益剰余金	19,008
	（うち当期純損失）	(721)
	負債・純資産合計	**95,147**

第10期決算公告

令和７年11月12日

東京都港区東新橋一丁目５番２号
ビズアップ公共コンサルティング株式会社
代表取締役　丸尾　重憲

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,112,954
	固定資産	26,826
	資産合計	**1,139,780**
負純債資産及のび部	流動負債	694,493
	賞与引当金	15,000
	固定負債	2,700
	退職給付引当金	2,700
	株主資本	442,586
	資本金	10,000
	利益剰余金	432,586
	その他利益剰余金	432,586
	（うち当期純利益）	(339,411)
	負債・純資産合計	**1,139,780**

第21期決算公告

令和７年11月12日

東京都港区東新橋一丁目５番２号
株式会社ビズアップ総研
代表取締役　吉岡　高広

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	656,564
	固定資産	368,995
	繰延資産	894
	資産合計	**1,026,454**
負純債資産及のび部	流動負債	366,921
	賞与引当金	4,750
	固定負債	90,314
	株主資本	569,219
	資本金	10,000
	利益剰余金	559,219
	利益準備金	12,000
	その他利益剰余金	547,219
	（うち当期純利益）	(42,223)
	負債・純資産合計	**1,026,454**

第２期決算公告　令和７年11月12日
愛知県名古屋市中区錦一丁目５番11号
勝和産業ホールディングス株式会社
代表取締役　髙村　徳康
貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	10,590
	固定資産	913,381
	合計	923,972
負純資債及産びの部	流動負債	55,642
	固定負債	427,000
	株主資本	441,329
	資本金	382,885
	資本剰余金	133,885
	資本準備金	133,885
	利益剰余金	△75,440
	その他利益剰余金	△75,440
	（うち当期純損失）	(28,318)
	合計	923,972

第 73 期決算公告　令和７年11月12日
横浜市中区太田町四丁目46番地
野中貿易株式会社
代表取締役　野中　英樹
貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,986,514
	固定資産	1,909,348
	資産合計	5,895,862
負純資債及産びの部	流動負債	2,880,012
	固定負債	72,000
	株主資本	2,943,850
	資本金	99,450
	利益剰余金	2,844,400
	利益準備金	24,862
	その他利益剰余金	2,819,538
	（うち当期純利益）	(73,544)
	負債・純資産合計	5,895,862

第２期決算公告　令和７年11月12日
横浜市中区太田町四丁目46番地
株式会社プレイリー
代表取締役　野中　英樹
貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	99,978
	固定資産	2,761,385
	資産合計	2,861,363
負純資債及産びの部	流動負債	32,217
	株主資本	2,829,146
	資本金	994
	資本剰余金	2,760,390
	その他資本剰余金	2,760,390
	利益剰余金	67,761
	その他利益剰余金	67,761
	（うち当期純利益）	(67,624)
	負債・純資産合計	2,861,363

第 24 期 決 算 公 告

令和７年 11 月 12 日
東京都港区六本木一丁目６番１号泉ガーデンタワー38階
ヘイズ・スペシャリスト・リクルートメント・ジャパン株式会社
代表取締役　征　　魏

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,289,111,174	流動負債	1,406,140,812
固定資産	1,191,132,231	賞与引当金	90,973,051
		固定負債	719,115,584
		退職給付引当金	6,484,127
		株主資本	354,987,009
		資本金	15,175,000
		利益剰余金	339,812,009
		利益準備金	3,793,750
		その他利益剰余金	336,018,259
		（うち当期純利益）	(2,613,194)
資産合計	2,480,243,405	負債・純資産合計	2,480,243,405

第 23 期 決 算 公 告

令和７年９月 30 日　　東京都千代田区麹町５丁目４番地
中南米工営株式会社
代表取締役社長　下坂　雅信
貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	4,664	流動負債	3,689
固定資産	484	固定負債	0
		株主資本	1,459
		資本金	490
		資本剰余金	447
		資本準備金	447
		利益剰余金	646
		利益準備金	13
		その他利益剰余金	633
		（うち当期純利益）	(560)
		自己株式	△123
資産合計	5,148	負債・純資産合計	5,148

第 46 期 決 算 公 告

令和７年 11 月 12 日
愛知県豊田市広久手町四丁目14番地
株式会社三ツ矢鉄工所
代表取締役社長　橋本　　悟
貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	500,968	流動負債	205,894
固定資産	179,950	株主資本	460,650
		資本金	50,900
		資本剰余金	40,900
		資本準備金	40,900
		利益剰余金	368,850
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	366,350
		（うち当期純利益）	(43,413)
		評価・換算差額等	14,373
		その他有価証券評価差額金	14,373
資産合計	680,918	負債・純資産合計	680,918

第 46 期 決 算 公 告

令和７年 11 月 12 日
東京都昭島市福島町三丁目15番10号
株式会社ジャパンメンテナンスサービス
代表取締役　川上聡一朗
貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	83,354	流動負債	34,059
固定資産	81,549	賞与引当金	323
		固定負債	7,077
		退職給付引当金	6,963
		株主資本	123,551
		資本金	10,000
		利益剰余金	113,551
		その他利益剰余金	113,551
		（うち当期純利益）	(575)
		評価・換算差額等	215
		その他有価証券評価差額金	215
資産合計	164,903	負債・純資産合計	164,903

第 20 期 決 算 公 告

令和７年 10 月 28 日
東京都板橋区中丸町11番２号　ワコーレ要町ビル７階
株式会社ＤＥＩＴＡ
代表取締役　高鍬　仁一
貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	6,554,231	流動負債	4,443,551
固定資産	74,417	固定負債	61,307
		負債合計	4,504,858
		株主資本	2,123,790
		資本金	35,600
		資本剰余金	24,000
		その他資本剰余金	24,000
		利益剰余金	2,064,190
		利益準備金	8,900
		その他利益剰余金	2,055,290
		（うち当期純利益）	(279,040)
		純資産合計	2,123,790
資産合計	6,628,649	負債・純資産合計	6,628,649

第 56 期 決 算 公 告

令和７年 11 月 12 日
大阪市中央区南船場二丁目５番８号
光洋商事ホールディングス株式会社
代表取締役　川上聡一朗
貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	382,791	流動負債	598,835
固定資産	2,715,307	賞与引当金	4,739
		固定負債	1,645,325
		株主資本	857,351
		資本金	10,000
		利益剰余金	847,351
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	844,851
		（うち当期純利益）	(186,174)
		評価・換算差額等	△3,412
		その他有価証券評価差額金	△3,412
資産合計	3,098,099	負債・純資産合計	3,098,099

第23期決算公告

令和７年11月12日
名古屋市中区新栄一丁目38番30号
株式会社ベーネ
代表取締役　川上聡一朗

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	150,123
	固定資産	81,807
	資産合計	**231,931**
負純資産及のび部	流動負債	44,386
	賞与引当金	1,166
	固定負債	157,083
	株主資本	30,460
	資本金	3,500
	利益剰余金	26,960
	その他利益剰余金	26,960
	（うち当期純損失）	(8,611)
	負債・純資産合計	**231,931**

第１期決算公告

令和７年11月12日　東京都中央区八重洲二丁目２番１号

福岡ロジスティックＥ特定目的会社

取締役　北川　久芳

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
その他の資産	**250**	**流動負債**	**130**
流動資産	207	**負債合計**	**130**
固定資産	42	**社員資本**	**119**
		特定資本金	200
		剰余金	△80
		当期未処理損失	80
その他の資産合計	**250**	**純資産合計**	**119**
合計	**250**	**合計**	**250**

㈱　端数は切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨
（自　令和７年２月28日
至　令和７年８月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	—
営業費用	45
営業損失	45
営業外収益	0
営業外費用	—
経常損失	45
税引前当期純損失	45
法人税、住民税及び事業税	35
当期純損失	80
当期未処理損失	80

第48期決算公告

令和７年11月12日
大阪市西区九条南二丁目１番20号
株式会社岩田工務店
代表取締役　川上聡一朗

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	809,781
	固定資産	555,622
	資産合計	**1,365,404**
負純資産及のび部	流動負債	212,846
	固定負債	18,235
	株主資本	1,134,323
	資本金	20,000
	利益剰余金	1,114,323
	利益準備金	300
	その他利益剰余金	1,114,023
	（うち当期純利益）	(119,426)
	負債・純資産合計	**1,365,404**

第１期決算公告

令和７年11月12日　東京都中央区八重洲二丁目２番１号

福岡ロジスティックＳ特定目的会社

取締役　北川　久芳

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
その他の資産	**11,316**	**流動負債**	**10,427**
流動資産	977	**負債合計**	**10,427**
固定資産	10,339	**社員資本**	**889**
		特定資本金	1,000
		剰余金	△110
		当期未処理損失	110
その他の資産合計	**11,316**	**純資産合計**	**889**
合計	**11,316**	**合計**	**11,316**

㈱　端数は切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨
（自　令和７年２月28日
至　令和７年８月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	—
営業費用	76
営業損失	76
営業外収益	0
営業外費用	—
経常損失	75
税引前当期純損失	75
法人税、住民税及び事業税	35
当期純損失	110
当期未処理損失	110

第５期決算公告

2025年11月12日
大阪市中央区淡路町四丁目２番13号
株式会社鳥貴族西日本
代表取締役　横田　智一

貸借対照表の要旨（2025年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	109,497
	固定資産	22,513
	資産合計	**132,010**
負純資産及のび部	流動負債	22,268
	（うち賞与引当金）	(1,015)
	固定負債	811,869
	負債合計	**834,137**
	株主資本	△ 702,126
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 712,126
	その他利益剰余金	△ 712,126
	（うち当期純損失）	(151,298)
	純資産合計	**△ 702,126**
	負債・純資産合計	**132,010**

第25期決算公告

令和７年11月12日
東京都渋谷区松濤一丁目10番10号
株式会社アビーム
代表取締役　三木谷晴子

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	498
	固定資産	7,361
	合計	**7,860**
負純資産及のび部	流動負債	2
	固定負債	7,945
	株主資本	△87
	資本金	10
	利益剰余金	△97
	その他利益剰余金	△97
	（うち当期純損失）	(22)
	合計	**7,860**

組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十二日
東京都渋谷区松濤一丁目一〇番一〇号
株式会社アビーム
代表取締役　三木谷晴子

第１期決算公告

2025年11月12日
大阪市中央区淡路町四丁目２番13号
株式会社ｅｉ
代表取締役　清宮　俊之

貸借対照表の要旨
（2025年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	9,558
	資産合計	**9,558**
負純資産及のび部	流動負債	764
	負債合計	**764**
	株主資本	8,793
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 1,206
	その他利益剰余金	△ 1,206
	（うち当期純損失）	(1,206)
	純資産合計	**8,793**
	負債・純資産合計	**9,558**

第２期決算公告

令和７年11月12日
東京都千代田区外神田二丁目８番11号
株式会社キャロル
代表取締役　清水　美和

貸借対照表の要旨
（令和７年７月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	463,172
	資産合計	**463,172**
負純資産及のび部	流動負債	1,975,810
	負債合計	**1,975,810**
	株主資本	△1,512,638
	資本金	9,000,000
	利益剰余金	△10,512,638
	その他利益剰余金	△10,512,638
	（うち当期純損失）	(3,444,458)
	純資産合計	**△1,512,638**
	負債・純資産合計	**463,172**

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一三〇〇万円、資本準備金の額を五〇〇万円減少し、それぞれ一〇〇万円、〇円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年九月十八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十一月十二日
東京都千代田区外神田二丁目八番一一号
株式会社キャロル
代表取締役　清水　美和

第５期決算公告

令和７年11月12日
東京都中央区八丁堀二丁目14番１号
Ｚｅｎ　Ｉｎｔｅｌｌｉｇｅｎｃｅ
株式会社
代表取締役　野﨑　大幹

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	126,650
	固定資産	238,686
	合計	365,337
負純資産及び部	流動負債	198,726
	固定負債	83,229
	株主資本	83,381
	資本金	99,000
	資本剰余金	213,189
	資本準備金	213,189
	利益剰余金	△228,807
	その他利益剰余金	△228,807
	（うち当期純損失）	(46,586)
	合計	365,337

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億四千九百九十九万二千二百円（うち資本準備金とする額二億二千百十八万四千八百八十三円）減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十二日
東京都中央区八丁堀二丁目一四番一号
Ｚｅｎ　Ｉｎｔｅｌｌｉｇｅｎｃｅ
株式会社　代表取締役　野﨑　大幹

第１期決算公告

2025年11月12日
大阪市中央区淡路町四丁目２番13号
株式会社
エターナルホスピタリティジャパン
代表取締役　青木　繁則

貸借対照表の要旨
（2025年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,000
	資産合計	1,000
負純資産及び部	負債合計	—
	株主資本	1,000
	資本金	1,000
	利益剰余金	—
	その他利益剰余金	—
	（うち当期純利益）	(—)
	純資産合計	1,000
	負債・純資産合計	1,000

第１期決算公告

令和７年11月12日
東京都港区芝三丁目４番13号
Korean Air Investment Japan株式会社
代表取締役　李　碩雨

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	576,997
	合計	576,997
負純資産及び部	流動負債	—
	株主資本	576,997
	資本金	100,000
	資本剰余金	477,000
	資本準備金	477,000
	利益剰余金	△2
	その他利益剰余金	△2
	（うち当期純損失）	(2)
	合計	576,997

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十七億二千四百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨につきましては左記のとおりです。

令和七年十一月十二日
東京都港区芝三丁目四番一三号
Ｋｏｒｅａｎ　Ａｉｒ　Ｉｎｖｅｓｔｍｅｎｔ　Ｊａｐａｎ株式会社
代表取締役　李　碩雨

第18期決算公告

令和７年11月12日
鹿児島県いちき串木野市湊町四丁目１番地
濵田ＨＤ株式会社
代表取締役　濵田雄一郎

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,474
	固定資産	11,363
	資産合計	12,838
負純資産及び部	流動負債	519
	固定負債	9,666
	株主資本	2,652
	資本金	24
	利益剰余金	2,628
	利益準備金	6
	その他利益剰余金	2,622
	（うち当期純利益）	(137)
	負債・純資産合計	12,838

第12期決算公告

令和７年11月12日
神奈川県海老名市大谷北三丁目８番19―２号
株式会社山商システム
代表取締役　山口　哲也

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	9,589,027
	固定資産	2,201,972
	合計	11,790,999
負純資産及び部	流動負債	1,145,820
	固定負債	1,535,276
	株主資本	9,109,903
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	△890,097
	その他利益剰余金	△890,097
	（うち当期純損失）	(2,511,343)
	合計	11,790,999

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七百万円減少し三百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月十五日であり、株主総会の決議は、令和七年十月二十三日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十二日
神奈川県海老名市大谷北三丁目八番一九―二号
株式会社山商システム
代表取締役　山口　哲也

第５期決算公告

令和７年10月28日
東京都板橋区中丸町11番２号
ワコーレ要町ビル７階
株式会社ＡＩｎｃｕｂａｔｏｒ
代表取締役　中野　知和

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	66,301
	固定資産	1,166
	資産合計	67,467
負純資産及び部	流動負債	16,576
	固定負債	21,776
	株主資本	29,114
	資本金	30,000
	利益剰余金	△885
	その他利益剰余金	△885
	（うち当期純損失）	(9,237)
	負債・純資産合計	67,467

第62期決算公告

令和７年11月12日
兵庫県尼崎市西本町三丁目38―１
三協電気工事株式会社
代表取締役　謝花真由美

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	62,837
	固定資産	32,080
	合計	94,917
負純資産及び部	流動負債	10,973
	株主資本	83,944
	資本金	50,000
	利益剰余金	68,644
	利益準備金	7,367
	その他利益剰余金	61,277
	（うち当期純損失）	(3,466)
	自己株式	△ 34,700
	合計	94,917

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十二日
兵庫県尼崎市西本町三丁目三八―一
三協電気工事株式会社
代表取締役　謝花真由美

第67期決算公告

令和７年11月12日
東京都渋谷区神南一丁目21番３号
青井不動産株式会社
代表取締役　青井　秀樹

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	2,588
	固定資産	15,781
	繰延資産	0
	合計	18,370
負純資産及び部	流動負債	352
	固定負債	6,114
	固定資産圧縮引当金	1,390
	株主資本	10,513
	資本金	10
	利益剰余金	10,503
	利益準備金	1
	その他利益剰余金	10,501
	（うち当期純利益）	(468)
	合計	18,370

第56期決算公告

令和７年11月12日
東京都新宿区西新宿一丁目14番６号
三青興業株式会社
代表取締役　青井忠三郎

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	14
	固定資産	8
	合計	22
負債及び純資産の部	流動負債	2
	固定負債	11
	株主資本	8
	資本金	10
	利益剰余金	△1
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	△1
	（うち当期純損失）	(0)
	合計	22

第42期決算公告

令和７年11月12日
福岡県行橋市大字下稗田1346番地148
宮の杜ガス株式会社
代表取締役　永末　彰二

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	9,726
	固定資産	27,652
	合計	37,379
負債及び純資産の部	流動負債	3,824
	株主資本	33,554
	資本金	52,500
	資本剰余金	4,900
	資本準備金	4,900
	利益剰余金	△ 23,845
	その他利益剰余金	△ 23,845
	（うち当期純利益）	(1,763)
	合計	37,379

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千七百五十万円減少し一千五百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月十五日であり、株主総会の決議は、令和七年十月三日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十二日
福岡県行橋市大字下稗田一三四六番地八
宮の杜ガス株式会社
代表取締役　永末　彰二

第37期決算公告

令和７年11月12日
兵庫県たつの市龍野町堂本６番地の１
株式会社ダイワビジネス
代表取締役　長船　哲三

貸借対照表の要旨
（令和６年11月20日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	11,735
	固定資産	14,852
	合計	26,588
負債及び純資産の部	流動負債	40,689
	株主資本	△14,100
	資本金	20,000
	利益剰余金	△34,100
	利益準備金	200
	その他利益剰余金	△34,300
	（うち当期純利益）	(917)
	合計	26,588

第22期決算公告

令和７年11月12日
佐賀県武雄市山内町大字宮野23562番地１
株式会社Ｈセレクション
（旧商号　有限会社外尾自動車）
代表取締役　外尾　純一

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	108,545
	固定資産	81,612
	繰延資産	366
	資産合計	190,524
負債及び純資産の部	流動負債	59,314
	固定負債	45,710
	株主資本	85,499
	資本金	3,000
	利益剰余金	82,499
	その他利益剰余金	82,499
	（うち当期純利益）	(12,151)
	負債・純資産合計	190,524

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。
（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年十一月十二日
（甲）佐賀県武雄市山内町大字宮野二三五六二番地一
株式会社Ｈセレクション
代表取締役　外尾　純一
（乙）佐賀県西松浦郡有田町本町丙八四三番地六
有限会社有田モータース
取締役　外尾　純一

第39期決算公告

令和７年11月12日
兵庫県たつの市龍野町日飼76番地の12
ピーシーエー株式会社
代表取締役　長船　哲三

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	15,034
	固定資産	1,130
	合計	16,164
負債及び純資産の部	流動負債	57,247
	株主資本	△41,083
	資本金	10,000
	利益剰余金	△51,083
	その他利益剰余金	△51,083
	（うち当期純利益）	(0)
	合計	16,164

第５期決算公告

令和７年11月12日
東京都千代田区丸の内一丁目８番２号
鉄鋼ビルディング４階
ローズ特定目的会社
取締役　山本　祐紀

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債の部	
特定資産	—	流動負債	129,739
固定資産	—	負債合計	129,739
その他の資産	5,016,020	純資産の部	
流動資産	5,016,020	社員資本	4,886,281
		特定資本金	100
		優先資本金	3,794,500
		剰余金	1,091,681
		当期未処分利益	1,091,681
		純資産合計	4,886,281
資産合計	5,016,020	負債・純資産合計	5,016,020

損益計算書の要旨
（自　令和７年６月１日　至　令和７年８月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	6,508,118
営業費用	5,215,767
営業利益	1,292,351
営業外収益	2,161
営業外費用	19,689
経常利益	1,274,822
特別損失	182,827
税引前当期純利益	1,091,995
法人税、住民税及び事業税	313
当期純利益	1,091,681

第78期決算公告

令和７年11月12日
山口県下関市大坪本町39番10号
株式会社平和鉄工所
代表取締役　柴田　寛

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	294,484
	固定資産	78,665
	合計	373,150
負債及び純資産の部	流動負債	131,174
	賞与引当金	1,454
	固定負債	9,002
	退職給付引当金	105
	株主資本	232,973
	資本金	20,000
	利益剰余金	212,973
	利益準備金	58
	その他利益剰余金	212,914
	（うち当期純利益）	(50,064)
	合計	373,150

決算公告

令和７年11月12日
東京都中央区銀座６－６－１
銀座風月堂ビル５Ｆ
株式会社ＲＵＲＩ　Ｓｏｃｉａｌ　Ｉｎｎｏｖａｔｉｏｎ
代表取締役　藤森　朝詩

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	6,697
	固定資産	3,033
	合計	9,731
負債及び純資産の部	流動負債	2,125
	株主資本	7,605
	資本金	8,152
	利益剰余金	△546
	その他利益剰余金	△546
	（うち当期純利益）	(2,545)
	合計	9,731

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたのであるこの合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十二日
（甲）東京都中央区銀座六―六―一
銀座風月堂ビル五Ｆ
株式会社ＲＵＲＩ　Ｓｏｃｉａｌ　Ｉｎｎｏｖａｔｉｏｎ
代表取締役　藤森　朝詩
（乙）神奈川県鎌倉市長谷二丁目一一―四三
マリン・ピュエール長谷一―Ｂ
ＲＵＲＩ　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｉｅｓ合同会社
代表社員　藤森　朝詩

第 19 期 決 算 公 告

令和７年６月 30 日

福岡市博多区那珂六丁目25番17号

サンユニティー株式会社

代表取締役　岩元　　孝

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	530,141,473
	固定資産	5,592,270
	合計	535,733,743
負債及び純資産の部	流動負債	52,418,378
	株主資本	483,315,365
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	482,315,365
	その他利益剰余金	482,315,365
	（うち当期純利益）	(45,224,994)
	合計	535,733,743

第 7 期 決 算 公 告

令和７年 11 月 12 日

東京都千代田区神田東松下町39番地

株式会社ＢＭＳ　ＪＡＰＡＮ

代表取締役　金　　汶哲

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	136,105
	固定資産	36,476
	合計	172,581
負債及び純資産の部	流動負債	103,895
	固定負債	6,889
	株主資本	61,796
	資本金	478,000
	利益剰余金	△416,203
	その他利益剰余金	△416,203
	（うち当期純損失）	(136,871)
	合計	172,581

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億七千八百万円減少し二千五百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月十五日であり、株主総会の決議は令和七年十一月十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十二日

東京都千代田区神田東松下町三九番地

株式会社ＢＭＳ　ＪＡＰＡＮ

代表取締役　金　　汶哲

第 28 期 決 算 公 告

令和７年６月 30 日

福岡市博多区博多駅南四丁目６番23号

株式会社サンユニティー

代表取締役　岩元　　孝

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	16,001,168
	固定資産	72,553,394
	合計	88,554,562
負債及び純資産の部	流動負債	290,400
	株主資本	88,264,162
	資本金	13,000,000
	利益剰余金	75,264,162
	その他利益剰余金	75,264,162
	（うち当期純利益）	(1,265,576)
	合計	88,554,562

第 51 期 決 算 公 告

令和７年 11 月 12 日

長野県長野市大字東和田501番地15

株式会社太陽観光

代表取締役　勝山　幸人

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,871
	固定資産	33,665
	合計	35,536
負債及び純資産の部	流動負債	426
	固定負債	23,728
	株主資本	11,383
	資本金	20,000
	利益剰余金	△8,617
	利益準備金	382
	その他利益剰余金	△8,999
	（うち当期純損失）	(414)
	合計	35,536

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十二日

長野県長野市大字東和田五〇一番地一五

株式会社太陽観光

代表取締役　勝山　幸人

第 78 期 決 算 公 告

令和７年 11 月 12 日　　東京都渋谷区代々木一丁目13番８号

山野美容商事株式会社

代表取締役　山野　光夫

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,728	流動負債	182
固定資産	1,861	固定負債	71
		株主資本	3,335
		資本金	400
		資本剰余金	358
		資本準備金	358
		利益剰余金	5,376
		利益準備金	5
		その他利益剰余金	5,371
		（うち当期純損失）	(90)
		自己株式	△2,799
資産合計	3,589	負債・純資産合計	3,589

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億一千万円減少し九千十万四千円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十二日

東京都渋谷区代々木一丁目一三番八号

山野美容商事株式会社

代表取締役　山野　光夫

決　　算　　公　　告

令和７年 11 月 12 日

大阪市天王寺区六万体町１番７号

置田運送株式会社

代表取締役　置田　貴之

貸借対照表の要旨

（令和７年１月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	32,938	流動負債	4,530
固定資産	76,910	固定負債	132,321
有形固定資産	58,546	株主資本	△ 27,002
無形固定資産	559	資本金	14,000
投資その他の資産	17,804	利益剰余金	△ 41,002
		利益準備金	400
		その他利益剰余金	△ 41,402
		（うち当期純利益）	(5,913)
資産合計	109,848	負債・純資産合計	109,848

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四百万円減少し、一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十二日

大阪市天王寺区六万体町一番七号

置田運送株式会社

代表取締役　置田　貴之

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十二日

仙台市若林区六丁目字南三二番一先二街区一〇画地

（甲）東研工業株式会社

代表取締役　阿部　泰弘

仙台市若林区六丁目字南三二番一先二街区一〇画地

（乙）東研エンジニアリング株式会社

代表取締役　阿部　泰弘

第63期決算公告

令和７年11月12日

仙台市若林区六丁目字南32番１先２街区10画地

東研エンジニアリング株式会社

代表取締役　阿部　泰弘

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	24,065
	合計	24,065
負純資債及産のび部	流動負債	43
	株主資本	24,023
	資本金	10,000
	利益剰余金	14,023
	その他利益剰余金	14,023
	（うち当期純損失）	(53)
	合計	24,065

第54期決算公告

令和７年11月12日

仙台市若林区六丁目字南32番１先２街区10画地

東研工業株式会社

代表取締役　阿部　泰弘

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	185,829
	固定資産	457,104
	合計	642,933
負純資債及産のび部	流動負債	45,183
	固定負債	212,004
	株主資本	385,746
	資本金	50,000
	利益剰余金	335,946
	利益準備金	1,670
	その他利益剰余金	334,276
	（うち当期純利益）	(26,985)
	自己株式	△200
	合計	642,933

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十一億四千五百万円、資本準備金の額を十一億五千五百万円減少し、それぞれ一千万円、零円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十二日

東京都新宿区新宿五丁目一八番二一号

株式会社ＦＡＮＹ

代表取締役　梁　弘一

第６期決算公告

令和７年11月12日

東京都新宿区新宿五丁目18番21号

株式会社ＦＡＮＹ

代表取締役　梁　弘一

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,884,781	流動負債	1,095,825
固定資産	629,458	（うち賞与引当金）	(45,812)
		負債合計	1,095,825
		株主資本	1,418,414
		資本金	655,000
		資本剰余金	655,000
		資本準備金	655,000
		利益剰余金	108,414
		その他利益剰余金	108,414
		純資産合計	1,418,414
資産合計	2,514,239	負債・純資産合計	2,514,239

損益計算書の要旨

（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）

（単位：千円）

科目	金額
売上高	1,678,793
売上原価	1,170,853
売上総利益	507,940
販売費及び一般管理費	275,486
営業利益	232,453
営業外収益	1,771
営業外費用	63,904
経常利益	170,320
税引前当期純利益	170,320
法人税、住民税及び事業税	42,426
法人税等調整額	4,687
当期純利益	123,206

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十一月十二日

東京都中央区日本橋大伝馬町一三―七

日本橋大富ビル二Ｆ

（甲）株式会社デジタルドロップ

代表取締役　臼澤　嘉之

東京都港区芝三丁目一五番四号二〇二

（乙）アデプト株式会社

代表取締役　臼澤　嘉之

第28期決算公告

令和７年11月12日

東京都港区芝三丁目15番４号202

アデプト株式会社

代表取締役　臼澤　嘉之

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（円）
資の産部	流動資産	4,750,081
	固定資産	943,888
	資産合計	5,693,969
負純資債及産のび部	流動負債	18,370,482
	固定負債	8,662,000
	株主資本	△21,338,513
	資本金	20,000,000
	利益剰余金	△41,338,513
	利益準備金	600,000
	その他利益剰余金	△41,938,513
	（うち当期純損失）	(2,013,707)
	負債・純資産合計	5,693,969

第６期決算公告

令和７年11月12日

東京都中央区日本橋大伝馬町13―７

日本橋大富ビル２Ｆ

株式会社デジタルドロップ

代表取締役　臼澤　嘉之

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額（円）
資の産部	流動資産	40,557,408
	固定資産	9,417,887
	資産合計	49,975,295
負純資債及産のび部	流動負債	13,006,387
	株主資本	36,968,908
	資本金	5,000,000
	利益剰余金	31,968,908
	その他利益剰余金	31,968,908
	（うち当期純利益）	(5,826,127)
	負債・純資産合計	49,975,295

吸収分割公告

左記会社は甲が商号を東拓商事株式会社に変更することを条件として、吸収分割して甲は乙の遊技場経営事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十二日

東京都国立市富士見台二丁目一四番地の六

（甲）有限会社東拓商事

代表取締役　星野　謙

東京都江東区北砂三丁目三三番一九号

（乙）株式会社中央ライフ

代表取締役　石田　哲司

第58期決算公告

令和７年11月12日

東京都江東区北砂三丁目33番19号

株式会社中央ライフ

代表取締役　石田　哲司

貸借対照表の要旨

（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	321,787
	固定資産	304,837
	合計	626,624
負純資債及産のび部	流動負債	96,812
	株主資本	529,812
	資本金	15,000
	利益剰余金	514,812
	利益準備金	440
	その他利益剰余金	514,372
	（うち当期純利益）	(93,392)
	合計	626,624

第55期決算公告

令和７年11月12日

東京都国立市富士見台二丁目14番地の６

有限会社東拓商事

代表取締役　星野　謙

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	17,432
	固定資産	202,497
	合計	219,929
負純資債及産のび部	流動負債	67,494
	固定負債	34,204
	株主資本	118,231
	資本金	5,000
	利益剰余金	113,231
	（うち当期純損失）	(8,548)
	合計	219,929

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十一月十二日

大阪市中央区道修町一丁目二番一一号
アルテビル道修町二〇一号室
（甲）株式会社Ｗａｐｌｕｓ
代表取締役　飯田　知弘

大阪市北区梅田一丁目一一番四号大阪駅前第四ビル九階九二三―一六九七号
（乙）株式会社Ｂｓｈｉｐ
代表取締役　飯田　知弘

第５期決算公告　令和７年11月12日

大阪市北区梅田一丁目11番４号
大阪駅前第４ビル９階923―1697号
株式会社Ｂｓｈｉｐ
代表取締役　飯田　知弘

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	56,457,536
	固定資産	5,544,326
	資産合計	62,001,862
負純資産及びの部	流動負債	27,136,086
	固定負債	34,040,000
	株主資本	825,776
	資本金	20,000,000
	利益剰余金	△19,174,224
	その他利益剰余金	△19,174,224
	（うち当期純損失）	(28,908,851)
	負債・純資産合計	62,001,862

第12期決算公告　令和７年11月12日

大阪市中央区道修町一丁目２番11号
アルテビル道修町201号室
株式会社Ｗａｐｌｕｓ
代表取締役　飯田　知弘

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	478,177,526
	固定資産	63,861,821
	資産合計	542,039,347
負純資産及びの部	流動負債	165,456,353
	固定負債	218,162,100
	株主資本	158,420,894
	資本金	21,150,000
	利益剰余金	142,270,894
	その他利益剰余金	142,270,894
	（うち当期純利益）	(4,831,547)
	自己株式	△5,000,000
	負債・純資産合計	542,039,347

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十二日

大阪市西区江戸堀二丁目一番一号
（甲）株式会社さくらスタッフ
代表取締役　菊池　大介

東京都港区芝浦二丁目一四番一八号サカイビル五階
（乙）からさき国際人材エージェント株式会社
代表取締役　唐﨑　健

決　算　公　告

令和７年11月12日

大阪市西区江戸堀二丁目１番１号
株式会社さくらスタッフ
代表取締役　菊池　大介

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	10,490
	固定資産	368
	合計	10,859
負純資産及びの部	流動負債	2,047
	株主資本	8,811
	資本金	5,000
	利益剰余金	3,811
	その他利益剰余金	3,811
	（うち当期純利益）	(5,018)
	合計	10,859

決　算　公　告

令和７年11月12日

東京都港区芝浦二丁目14番18号
サカイビル５階
からさき国際人材エージェント株式会社
代表取締役　唐﨑　健

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	6,708
	繰延資産	1,055
	合計	7,763
負純資産及びの部	流動負債	1,437
	固定負債	7,709
	株主資本	△ 1,383
	資本金	5,000
	利益剰余金	△ 6,383
	その他利益剰余金	△ 6,383
	（うち当期純利益）	(1,363)
	合計	7,763

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億三千五百万円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十二日

熊本市中央区辛島町四番三五号ラ・シック辛島一〇階一〇一〇号室
三嘉地産株式会社
代表取締役　呂　維　哲

第　１　期　決　算　公　告

令和７年11月12日
熊本市中央区辛島町４番35号ラ・シック辛島10階1010号室
三嘉地産株式会社
代表取締役　呂　維　哲

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,512,149	流動負債	458,970
		負債合計	458,970
		株主資本	1,053,178
		資本金	535,000
		資本剰余金	535,000
		資本準備金	535,000
		利益剰余金	△16,821
		その他利益剰余金	△16,821
		純資産合計	1,053,178
資産合計	1,512,149	負債・純資産合計	1,512,149

損益計算書の要旨
（自　令和６年５月31日　至　令和６年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
販売費及び一般管理費	13,091
営業損失	13,091
営業外収益	7
経常損失	13,083
税引前当期純損失	13,083
法人税、住民税及び事業税	3,738
当期純損失	16,821

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和八年四月一日であり、両法人の社員総会の承認決議は、甲については令和七年九月三日、乙については令和七年九月十七日に終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両法人の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十二日

東京都品川区西五反田二丁目二七番四号
（甲）一般社団法人関東年金福祉協会
代表理事　北村　嘉雄

広島県広島市国泰寺町一丁目八番二〇号
（乙）一般社団法人広島県年金福祉協会
代表理事　橘　康生

令和７年11月12日
東京都品川区西五反田二丁目27番４号
一般社団法人関東年金福祉協会
代表理事　北村　嘉雄

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	14,626,458
	固定資産	936,740
	資産合計	15,563,198
負味債財及産びの正部	流動負債	13,884,436
	固定負債	23,089
	負債合計	13,907,525
	一般正味財産	1,655,673
	（基本財産充当額）	(—)
	（特定資産充当額）	(22,810)
	正味財産合計	1,655,673
	負債正味財産合計	15,563,198

令和７年11月12日
広島県広島市国泰寺町一丁目８番20号
一般社団法人広島県年金福祉協会
代表理事　橘　康生

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,385,934
	固定資産	91,871
	資産合計	1,477,805
負味債財及産びの正部	流動負債	953,731
	固定負債	—
	負債合計	953,731
	一般正味財産	524,074
	（基本財産充当額）	(10,000)
	（特定資産充当額）	(—)
	正味財産合計	524,074
	負債正味財産合計	1,477,805

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十二日

東京都葛飾区柴又一丁目三番一号川口ビル二〇一

（甲）株式会社ＱＵＥＥＮ’Ｓ

代表取締役　林　千晶

東京都葛飾区柴又一丁目六番一六号

（乙）株式会社ドクターサロン

代表取締役　林　千晶

第４期決算公告

令和７年11月12日

東京都葛飾区柴又一丁目３番１号川口ビル201

株式会社ＱＵＥＥＮ’Ｓ

代表取締役　林　千晶

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	28,831,156
	固定資産	2,618,680
	合計	31,449,836
負純資産の債及び部	流動負債	8,651,062
	固定負債	12,524,000
	株主資本	10,274,774
	資本金	10,000
	利益剰余金	10,264,774
	その他利益剰余金	10,264,774
	（うち当期純利益）	(10,720,725)
	合計	31,449,836

第６期決算公告

令和７年11月12日

東京都葛飾区高砂六丁目６番16号

株式会社ドクターサロン

代表取締役　林　千晶

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	213,507
	固定資産	60,000
	合計	273,507
負純資産の債及び部	流動負債	4,219,116
	株主資本	△3,945,609
	資本金	10,000
	利益剰余金	△3,955,609
	その他利益剰余金	△3,955,609
	（うち当期純損失）	(351,107)
	合計	273,507

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十二日

愛知県岡崎市上和田町字南屋敷一七番地一

（甲）株式会社プロシード

代表取締役　杉田　謙一

愛知県岡崎市上和田町字南屋敷一七番地一

（乙）株式会社清明学習塾

代表取締役　杉田　謙一

第33期決算公告

令和７年11月12日

愛知県岡崎市上和田町字南屋敷17番地１

株式会社プロシード

代表取締役　杉田　謙一

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	20,579,747
	固定資産	29,050,992
	合計	49,630,739
負純資産の債及び部	流動負債	4,527,024
	固定負債	2,670,000
	株主資本	42,433,715
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	39,433,715
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	39,433,715
	（うち当期純利益）	(1,757,803)
	合計	49,630,739

第34期決算公告

令和７年11月12日

愛知県岡崎市上和田町字南屋敷17番地１

株式会社清明学習塾

代表取締役　杉田　謙一

貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	4,145,179
	固定資産	2,835,862
	合計	6,981,041
負純資産の債及び部	流動負債	18,872,543
	固定負債	0
	株主資本	△11,891,502
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	△21,891,502
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	△21,891,502
	（うち当期純損失）	(2,205,654)
	合計	6,981,041

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十二日

京都市右京区西京極豆田町二五番地

（甲）株式会社京都やま六

代表取締役　秦　健二

京都市右京区西京極豆田町二五番地

（乙）株式会社food o’clock

代表取締役　中尾　太一

甲の貸借対照表の要旨

（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,629,618
	固定資産	1,206,982
	合計	2,836,600
負純資産の債及び部	流動負債	885,169
	固定負債	934,879
	株主資本	1,016,552
	資本金	30,000
	利益剰余金	986,552
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	984,052
	（うち当期純利益）	(3,589)
	合計	2,836,600

第６期決算公告

令和７年11月12日

京都市右京区西京極豆田町25番地

株式会社ｆｏｏｄ　ｏ’ｃｌｏｃｋ

代表取締役　中尾　太一

貸借対照表の要旨

（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	210,615
	固定資産	49,251
	合計	259,866
負純資産の債及び部	流動負債	239,448
	固定負債	21,500
	株主資本	△1,081
	資本金	10,000
	利益剰余金	△11,081
	その他利益剰余金	△11,081
	（うち当期純損失）	(1,719)
	合計	259,866

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併は令和七年十二月二十六日であり、甲の株主総会の承認決議は令和七年十月二十三日に終了し、乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認を経ずに合併を決定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十二日

大分県佐伯市弥生大字江良一〇六八番地一

（甲）株式会社風戸工務店

代表取締役　風戸　惠子

大分県佐伯市鶴岡町二丁目五番一二号

（乙）株式会社清建

代表取締役　風戸　芳枝

第49期決算公告

令和７年11月12日

大分県佐伯市弥生大字江良1068番地１

株式会社風戸工務店

代表取締役　風戸　惠子

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	443,050
	固定資産	36,613
	繰延資産	269
	合計	479,932
負純資産の債及び部	流動負債	287,130
	固定負債	0
	株主資本	192,802
	資本金	20,000
	利益剰余金	172,802
	その他利益剰余金	172,802
	（うち当期純利益）	(890)
	合計	479,932

第33期決算公告

令和７年11月12日

大分県佐伯市鶴岡町二丁目５番12号

株式会社清建

代表取締役　風戸　芳枝

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,342
	固定資産	1,372
	合計	4,714
負純資産の債及び部	流動負債	502
	固定負債	0
	株主資本	4,212
	資本金	10,000
	利益剰余金	△5,788
	その他利益剰余金	△5,788
	（うち当期純利益）	(937)
	合計	4,714

第68期決算公告

令和７年11月12日

長野県長野市居町50番地

中部電工株式会社

代表取締役　日極　量博

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	15,796
	固定資産	349
	合計	16,145
負債及び純資産の部	流動負債	1,382
	固定負債	12,533
	株主資本	2,229
	資本金	20,080
	利益剰余金	△17,850
	利益準備金	950
	その他利益剰余金	△18,800
	（うち当期純損失）	(1,501)
	合計	16,145

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千八万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十二日

長野県長野市居町五〇番地

中部電工株式会社

代表取締役　日極　量博

第14期決算公告

令和７年11月12日

福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原2796番地

株式会社新輝ホールディングス

代表取締役　上田　新一

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	4,188
	固定資産	71,749
	合計	75,938
負債及び純資産の部	流動負債	7,517
	固定負債	41,345
	株主資本	27,075
	資本金	3,000
	利益剰余金	24,075
	その他利益剰余金	24,075
	（うち当期純利益）	(4,796)
	合計	75,938

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を全額減少し〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十一月十二日

福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原二七九六番地

株式会社新輝ホールディングス

代表取締役　上田　新一

第59期決算公告

令和７年11月12日

宮城県白石市福岡深谷字街道外三番138番地２

大都機械株式会社

代表取締役　細見　有立

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	164,378,252
	固定資産	225,095,966
	繰延資産	1,003,845
	合計	390,478,063
負債及び純資産の部	流動負債	159,763,988
	固定負債	208,999,430
	株主資本	21,714,645
	資本金	70,000,000
	利益剰余金	△6,630,115
	利益準備金	9,500,000
	その他利益剰余金	△16,130,115
	（うち当期純損失）	(28,515,640)
	自己株式	△41,655,240
	合計	390,478,063

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十一月十二日

宮城県白石市福岡深谷字街道外三番一三八番地二

（甲）大都機械株式会社

代表取締役　細見　有立

宮城県白石市福岡深谷字街道外三番一三八番地二

（乙）ダイトエンジニアリング株式会社

代表取締役　細見　有立

第34期決算公告

令和７年11月12日

宮城県白石市福岡深谷字街道外三番138番地２

ダイトエンジニアリング株式会社

代表取締役　細見　有立

貸借対照表の要旨

（令和７年８月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	50,952,875
	合計	50,952,875
負債及び純資産の部	流動負債	30,870,848
	株主資本	20,082,027
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	10,082,027
	その他利益剰余金	10,082,027
	（うち当期純損失）	(1,576,195)
	合計	50,952,875

第49期決算公告

2025年11月12日

大阪市中央区淡路町四丁目２番13号

ダイキチシステム株式会社

代表取締役　近藤　隆

貸借対照表の要旨

（2025年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	568,815
	固定資産	301,393
	資産合計	870,209
負債及び純資産の部	流動負債	142,315
	（うち賞与引当金）	(3,823)
	（うち役員賞与引当金）	(5,148)
	固定負債	304,713
	（うち退職給付引当金）	(22,286)
	（うち役員退職慰労引当金）	(1,213)
	負債合計	447,029
	株主資本	423,179
	資本金	20,800
	資本剰余金	19,800
	資本準備金	19,800
	利益剰余金	382,579
	その他利益剰余金	382,579
	（うち当期純利益）	(65,206)
	純資産合計	423,179
	負債・純資産合計	870,209

第５期決算公告

2025年11月12日

大阪市中央区淡路町四丁目２番13号

株式会社鳥貴族東日本

代表取締役　本田　一成

貸借対照表の要旨

（2025年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	7,766,622
	固定資産	5,264,292
	有形固定資産	3,706,468
	無形固定資産	41,276
	投資その他の資産	1,516,547
	資産合計	13,030,915
負債及び純資産の部	流動負債	6,580,585
	（うち賞与引当金）	(448,816)
	固定負債	505,359
	（うち退職給付引当金）	(63,054)
	負債合計	7,085,944
	株主資本	5,944,970
	資本金	10,000
	資本剰余金	182,032
	資本準備金	182,032
	利益剰余金	5,752,937
	その他利益剰余金	5,752,937
	（うち当期純利益）	(2,378,981)
	純資産合計	5,944,970
	負債・純資産合計	13,030,915